

平成24年 2 月宮崎県定例県議会（補正）

総務政策常任委員会会議録

平成24年 3 月 8 日～9 日

場 所 第2委員会室

平成24年 3 月 8 日（木曜日）

委 員 鳥 飼 謙 二
委 員 前 屋 敷 恵 美

午前10時0分開会

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

会議に付託された議案等

- 議案第56号 平成23年度宮崎県一般会計補正
予算（第6号）
- 議案第57号 平成23年度宮崎県開発事業特別
資金特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 宮崎県税条例及び平成22年4月
以降において発生が確認された
口蹄疫に起因して生じた事態に
対処するための手当金等につい
ての個人の事業税の臨時特例に
関する条例の一部を改正する条
例
- 議案第80号 財産の処分について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・T P P（環太平洋パートナーシップ協定）に
係る説明会の開催について
 - ・記紀編さん1300年記念事業推進協議会の設立
総会について
 - ・宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）素案の
概要について

説明のため出席した者

県民政策部

県 民 政 策 部 長	渡 邊 亮 一
県 民 政 策 部 次 長 （ 政 策 担 当 ）	緒 方 哲
県 民 政 策 部 次 長 （ 県 民 生 活 担 当 ）	城 野 豊 隆
部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	茂 雄 二
秘 書 広 報 課 長	甲 斐 正 文
統 計 調 査 課 長	大 野 保 郎
総 合 交 通 課 長	中 田 哲 朗
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長	福 田 直
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	大 脇 泰 弘
文 化 文 教 ・ 国 際 課 長	日 高 正 憲
人 権 同 和 対 策 課 長	吉 田 正 彦
情 報 政 策 課 長	長 倉 芳 照
副 参 事 （ 記 紀 編 さん 記 念 事 業 担 当 ）	大 西 祐 二
広 報 企 画 監	松 岡 弘 高
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	柳 田 勇

総 務 部

総 務 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 次 長 （ 総 務 ・ 職 員 担 当 ）	堀 野 誠
県 参 事 兼 総 務 部 次 長 （ 財 務 ・ 市 町 村 担 当 ）	岡 田 英 治
危 機 管 理 局 長	甲 斐 睦 教
総 務 課 長	柳 田 俊 治
部 参 事 兼 人 事 課 長	桑 山 秀 彦
部 参 事 兼 行 政 経 営 課 長	大 坪 篤 史

出席委員（8人）

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	外 山 三 博
委 員	星 原 透
委 員	宮 原 義 久
委 員	西 村 賢

財 政 課 長 日 隈 俊 郎
税 務 課 長 吉 本 佳 玄
市 町 村 課 長 鈴 木 一 郎
総務事務センター課長 花 坂 政 文
危 機 管 理 課 長 金 井 嘉 郁
消 防 保 安 課 長 山之内 点

会計管理局

会 計 管 理 者 豊 島 美 敏
会 計 管 理 局 次 長 坂 本 義 広
会 計 課 長 川 野 直 記

人事委員会事務局

事 務 局 長 四 本 孝
総 務 課 長 川 越 道 郎
職 員 課 長 梅 原 裕 二

監査事務局

事 務 局 長 渋谷 弘 二
監 査 第 一 課 長 道 久 奉 三
監 査 第 二 課 長 山 口 博 久

議会事務局

事 務 局 長 日 高 勝 弘
事 務 局 次 長 成 合 修
総 務 課 長 山之内 稔
議 事 課 長 武 田 宗 仁
政 策 調 査 課 長 福 嶋 幸 徳

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹 馬 場 輝 夫
議 事 課 主 査 花 畑 修 一

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡邊県民政策部長 県民政策部でございます。本日はよろしくお願ひしたいと思います。

まず、御説明の前に、2月20日付で人事異動がありました。紹介させていただきます。

記紀編さん記念事業担当の大西副参事でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料の目次を見ていただきたいと思います。本日御審議いただく事案は、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第56号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」及び議案第57号「平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第2号）」の2件でございます。

それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。今回お願ひしております県民政策部の一般会計補正額は、合計で4億5,774万9,000円の増額でございます。これは、寄附金

収入や国庫補助決定、執行残等に伴うもので、この結果、補正後の県民政策部の一般会計予算額は、123億387万円となります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計につきましては、661万7,000円の減額でございます。これは、一般会計への繰り出し額の確定などによるものでございます。この結果、補正後の開発事業特別資金特別会計予算額は、2億859万7,000円となります。

議案の詳細については担当課長より御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日は、T P Pに係る説明会の開催について及び記紀編さん1300年記念事業推進協議会の設立総会についての2件につきまして報告事項がございます。後ほど、担当課長から御説明しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

○茂総合政策課長 総合政策課でございます。

2月補正歳出予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年度2月補正歳出予算説明資料の11ページをお願いいたします。総合政策課の補正予算は、総額で4,510万1,000円の減額補正でございまして、補正後の額は、10億4,850万7,000円となります。その内訳につきましては、一般会計が3,848万4,000円の減額補正、特別会計が661万7,000円の減額補正であります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

13ページをお願いいたします。(事項) 連絡調整費でございますが、481万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、県民政策部内の調整事務費の執行残などによるものであります。

次に、(事項) 地方分権促進費でございますが、963万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、県から市町村への権限移譲に当たりまして、その事務処理に要する経費を措置しております市町村権限移譲交付金の執行残などによるものであります。

次に、14ページをお願いいたします。(事項) 県外事務所費でございますが、607万8,000円の減額補正をお願いしております。これは、東京、大阪及び福岡事務所の運営経費の執行残に伴うものであります。

次に、(事項) 県計画総合推進費でございますが、779万9,000円の減額補正をお願いしております。1の総合計画策定・戦略展開事業につきましては、総合計画策定におきます冊子印刷経費の執行残などによるものでございます。2の住民生活に光をそそぐソーシャルビジネス創出支援事業についてでございますが、これは、児童虐待防止あるいはひきこもり対策など、これまで十分に光が当てられてこなかった分野につきまして、事業を募集し、民間の活動を支援するものでございます。昨年7月から8月にかけて公募を行いました結果、予定の5件に対しまして7件を採択いたしましたけれども、年度途中からの事業実施のために1件当たりの事業費が予定よりも少なかったことに伴いまして、全体といたしましては減額となったものでございます。

次に、(事項) 地域科学技術振興費でございますが、475万円の減額補正をお願いしております。これは、主に2にございます東九州地域医療産業研究開発拠点づくり事業の執行残によるものであります。宮崎大学に寄附講座を開設することとしておりまして、その時期につきまして、早ければ昨年9月ごろになることも想定いたし

ておりましたが、担当教授の選定に当たりまして、大学が公募を行ったことなどから時間を要しまして、ことし2月の講座の開設となりまして、予定していた人件費等の費用が減額となったものでございます。

次に、(事項) エネルギー対策推進費であります。397万6,000円の減額補正をお願いしております。具体的には、次の15ページをお願いいたします。説明欄の2、みやざきE V—P V構想推進事業につきましては、主に2つの取り組みについて減額をお願いしております。1つ目は、市町村等が急速充電器を設置する場合の補助であります。100万円を上限に4件の補助を行うこととしておりましたが、市町村等からの応募は2件でありました。2つ目は、日産自動車から電気自動車は無償で借り受けまして普及事業等を実施する予定でございましたが、東日本大震災の発生等によりまして、日産自動車の対応が困難となり、これに関連しました事業ができなくなったことにより減額であります。一方、電気自動車の普及啓発の取り組みといたしましては、市町村や県内ディーラーと連携いたしまして、県内4カ所で電気自動車の展示・試乗会を実施したところでございます。

次に、(事項) 住民生活に光をそそぐ基金積立金であります。2万1,000円の増額補正をお願いしております。これは、住民生活に光をそそぐ基金の運用に係る利子の積立金であります。

次に、16ページをお願いいたします。開発事業特別資金特別会計でございます。(事項) 繰出金であります。650万8,000円の減額補正をお願いしております。これは、当該資金を活用しました事業を実施するための一般会計への繰り出し額の確定に伴いまして減額するものであり、具体的には、太陽光発電システム導入促

進事業に対しまして、ほかの国庫補助金の充当が可能となったために、当該資金を減額するものであります。

補正予算の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○甲斐秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の17ページをお願いいたします。秘書広報課の補正予算は、1,857万2,000円の減額補正をお願いいたしております。補正後の額は、4億709万5,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。(事項) 秘書業務費でございます。432万9,000円の減額をお願いいたしておりますが、これは、事務費や交際費などの執行残でございます。

次に、(事項) 広報活動費でございます。1,200万9,000円の減額をお願いいたしておりますが、これは、県広報紙の印刷経費や県ホームページに係る委託経費の入札残などによる執行残でございます。

次に、(事項) 広聴活動費でございます。153万3,000円の減額をお願いいたしておりますが、これは、知事とのふれあいフォーラムなどの事務費の執行残でございます。

秘書広報課は以上でございます。

○大野統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年度2月補正歳出予算説明資料の21ページをお願いいたします。統計調査課の補正予算は、1,221万3,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、3億4,638万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

23ページをごらんください。(事項) 職員費については、119万5,000円の増額補正をお願いしております。これは、育児休業から復帰した職員用の給与に不足が生じたものであります。

次の24ページをお願いします。(事項) 経済センサス費であります。494万6,000円の減額補正をお願いしております。この経済センサスは、我が国全体の経済活動を同一時点で網羅的に把握し、日本と本県の経済力の全体像を明らかにするため、すべての事業所を対象とし、今回初めて取り組む大規模な調査でございますが、その減額補正の主な理由といたしましては、国の委託統計費の交付決定によりまして、統計調査員の人数が当初の見込みより少なくなったことから、調査員報酬などに要する市町村交付金を減額したことによるものであります。

統計調査課からの説明は以上でございます。

○中田総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年度2月補正歳出予算説明資料の27ページをお願いします。総合交通課の補正予算は、総額で5,693万1,000円の減額補正で、補正後の額は、6億5,878万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

29ページをごらんください。まず、(事項) 地域交通ネットワーク推進費ですが、説明欄の1の地方バス路線等運行維持対策事業について3,973万円の減額補正をお願いしております。これは、地域住民の生活に必要なバス路線の維持確保を図るため、バス運行費や車両減価償却費等を国と協調して、または県単独で補助するものであります。バス事業者に対する運行補

助に係る国の単価が見込みより低かったことや、廃止路線代替バスの運行内容の見直しなどにより、運行欠損額が圧縮されたこと等から減額補正するものでございます。次に、2の未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業につきましては、316万8,000円の減額補正をお願いしております。これは、市町村の申請額が当初の見込み額より低かったこと等によるものでございます。

次に、30ページをごらんください。(事項) 高千穂線鉄道施設整理基金補助事業費の説明欄の2の高千穂線鉄道施設整理基金補助事業について、1,126万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、旧高千穂線の撤去対象施設の撤去に要する費用を補助するものでございますけれども、23年度に撤去予定であった施設のうち一部施設の撤去時期が、地元自治体の都合により先送りされたこと等により減額補正するものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

お手元の平成24年2月定例県議会提出議案(平成23年度補正分)の9ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正の南宮崎駅バリアフリー化設備整備費補助事業について、4,980万1,000円の繰り越しをお願いしております。これは、昨年11月の常任委員会で御説明申し上げましたとおり、事業主体でありますJR九州においてバリアフリー化の工法が変更されたこと等により、年度内の事業完了が困難になったことによるものでございます。

総合交通課の補正予算の説明は以上でございます。

○福田中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成23年度2月補正歳出予算説明資料の31ページをお開きください。中山間・地域政策課の補正予算額は、1億139万3,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、9億6,338万7,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

33ページをお開きください。まず、(目)計画調査費の(事項)中山間地域活力再生支援費がありますが、4,528万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄に記載しております1、中山間地域集落点検モデル事業から5、がんばろう中山間！出会い創出事業までの事業での補助金の執行残などによるものであります。このうち4、地域力磨き上げ応援事業は、市町村と地域住民が一体となって行う地域づくりに対して支援するものですが、活用を希望していた市町村において事業内容の調整に時間を要し、実施時期を来年度以降に見送ったことや、採択市町村においても、今年度はソフト事業を中心に実施し、ハード事業を来年度以降に予定していることが減額の主な理由であります。

次に、(事項)過疎対策等推進費がありますが、1,023万円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄の3、離島活性化対策費における離島航路補助金の執行残などによるものであります。

次に、34ページをお開きください。(事項)移住・定住促進費がありますが、1,902万円の減額補正をお願いしております。このうち説明欄の2、宮崎移住！地域おこし後継者発掘事業は、農業などの後継者になりたい移住者の雇用を県が生産者に委託する事業であります。一身上の都合で移住者が途中退職されたことによりまず委託期間の減などによるものであります。また、3、東日本大震災被災者受入応援事業は、

被災者の雇用を委託することにより被災者の生活再建を図る事業であります。実際の雇用期間が当初の予定より短くなったこと等によるものであります。

次に、(事項)エネルギー対策推進費がありますが、2,263万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、35ページの説明欄の1、水力発電施設周辺地域対策事業における国庫補助決定などに伴うものであります。

次に、(事項)土地利用対策費がありますが、181万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄の3、届出勧告事務費における事務費の執行残などによるものであります。

中山間・地域政策課の説明は以上であります。

○大脇生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の37ページをお開きください。補正予算額は、2,791万9,000円の減額でありまして、補正後の額は、5億750万1,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

40ページをお開きください。(事項)ボランティア活動促進事業費につきまして525万4,000円の減額をお願いしております。減額の主な理由としましては、説明欄の6、新しい公共支援基金事業におきまして委託料や補助金の執行残があったほか、公募事業の審査や進捗状況の把握・評価を行います運営委員会の開催経費の執行残によるものでございます。

次に、(事項)消費者支援対策費につきまして496万4,000円の減額をお願いしております。主な理由としましては、説明欄1の消費者行政推進費や、2、消費者自立支援対策費におきま

して、本課及び消費生活センターで実施しております啓発等に要する経費の執行残、次のページになりますが、3、消費者被害防止・解決支援費におきます消費生活相談や商品表示監視に要する経費の執行残、また4、「相談しよう！」多重債務者対策事業につきまして、啓発キャンペーンに要する経費の執行残によるものでございます。

次に、(事項)消費生活センター設置費につきまして461万4,000円の減額をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の1、消費生活センター運営費におきまして、消費生活センターの通信費など運営経費の執行残や、2、生活情報センター管理費におきます生活情報センターの警備や清掃などの委託料の入札残によるものでございます。

次に、(事項)消費者行政活性化基金事業費につきまして1,102万4,000円の減額をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の3、消費者行政活性化事業につきまして、消費生活相談員等養成事業の取りやめや、無料弁護士相談会における弁護士謝金の執行残、また公用車購入に伴う入札残などによるものでございます。

生活・協働・男女参画課の補正予算は以上でございます。

○日高文化文教・国際課長 文化文教・国際課の2月補正歳出予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の43ページをお開きください。文化文教・国際課の補正予算額は、総額8億6,068万9,000円の増額補正で、補正後の額は、71億9,141万5,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

45ページをごらんください。まず、(事項)県立芸術劇場費318万8,000円の減額であります。

内容につきましては、次の46ページをお開きください。1の県立芸術劇場大規模改修事業費は、劇場の改修に係る経費の入札残等によるものであります。2の県立芸術劇場管理費は、劇場管理に要する事務経費のうち備品購入費等の執行残であります。

(事項)文化活動促進費につきましては、9億2,950万4,000円の増額をお願いしております。主なものについて御説明いたします。まず、1の文化振興基金の増額補正は、宮崎県文化振興基金への積み立てに要する経費であります。これは、平成24年4月1日付で設置をお願いしておりますみやざき芸術文化振興基金に対しまして、その財源の一部として財団法人宮崎県立芸術劇場からいただく寄附金9億3,000万円が今年度中に寄附されますことから、一たん、この基金に積み立てるものであります。また、この文化振興基金で保有していました国債等の債券売却益462万7,000円もあわせて積み立てることとしております。4、郷土先覚者顕彰事業及び5のミュージックランドみやざき展開事業の減額は、いずれも、委託料や補助金の執行残によるものであります。

次に、(事項)海外渡航事務費184万円の減額であります。これは、パスポートの発給事務に要する事務費の執行残であります。

続きまして、47ページをごらんください。(事項)国際交流推進事業費980万6,000円の減額であります。主なものについて御説明します。まず、1の外国青年招致事業は、当課に配置しております国際交流員3名に要する報酬や旅費等の執行残であります。4の多文化共生地域づくり推進事業は、委託料の減によるものであります。6、地域国際化協会等先導的施策支援事業は、財団法人自治体国際化協会の事業が廃止と

なり実施されなかったことから減額するものがあります。8のアンニョンハセヨ！少年少女国際交流事業は、委託料の入札残等によるものがあります。

（事項）海外技術協力費395万8,000円の減額であります。これは、海外技術研修員・留学生受入交流事業により、開発途上国から海外技術研修員を、ブラジルから県費留学生を計3名受け入れる予定としておりましたが、東日本大震災の影響などから来日の辞退があり、結果として受け入れが1名となったために、補助金等の執行残が生じたものであります。

続きまして、（事項）私学振興費4,182万4,000円の減額であります。主なものを御説明いたします。まず、1の私立学校振興費補助金であります。（1）の学校法人の特色ある取り組みに対して補助を行う教育改革推進特別経費補助事業につきまして、補助対象が見込みを下回ったことによる減額であります。次の48ページをお開きください。7の私立専修学校教育充実支援事業につきましては、学校からの申請額が、また8の私立高等学校等就学支援金は、対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。9の私立高等学校就職対策強化事業は、私立高等学校に就職対策専門員を配置しまして就職率の向上を図る事業であります。実施を希望する学校数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。10、東日本大震災被災生徒授業料等減免事業は、被災地域から避難してきた生徒を受け入れ、授業料等の減免措置を行った学校法人に対して補助を行うものとして、9月補正で予算化いたしました。現時点では該当者がほとんど見込まれないことから減額するものであります。

文化文教・国際課の説明は以上でございます。

○吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年度2月補正歳出予算説明資料の49ページをごらんください。人権同和対策課の補正予算は、総額で657万4,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、1億4,102万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

51ページをお開きください。（事項）人権同和対策調整費であります。153万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄1の人権同和対策調整事務費における国庫補助決定に伴う減額及び会議、研修会等の旅費などの経費節減によるものでございます。

次に、（事項）人権同和問題啓発活動費であります。208万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄1のみんなで築く人権啓発推進事業及び説明欄2のみんなの人権！思いやり交流プラザ開催事業の経費を、国庫委託金の決定に伴い減額したことによるものであります。

次に、（事項）「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費であります。255万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、国庫委託金の決定に伴う減額のほか、説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業における研修資料等の印刷経費の入札残による執行残及び3の犯罪被害者等支援施策推進事業の旅費、需用費等の経費節減などによるものであります。

人権同和対策課の補正予算は以上でございます。

○長倉情報政策課長 情報政策課の補正予算について説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の53ページをお開

きください。情報政策課の補正予算は、1億4,085万4,000円の減額補正をお願いしております、補正後の額は、12億4,836万3,000円となります。

それでは、主な内容につきまして説明いたします。

55ページをお開きください。(事項)行政情報処理基盤整備費であります、3,275万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄1、パソコン等整備費でありまして、職員が使用するパソコンを一括調達しておりますが、その入札残によるものでございます。

次に、(事項)行政情報システム整備運営費であります、1,325万5,000円の減額補正をお願いしております。説明欄の3、県庁LAN運営費であります、県庁LAN通信網のうち、一部の回線を民間事業者から借り上げているわけでございますけれども、民間事業者が安価な通信サービスを提供することとなったことから、それに切りかえたことによる経費節減を行ったものでございます。また、説明欄の4、総合行政ネットワーク運営費につきましては、全国の地方自治体間を接続する行政専用のネットワークである「総合行政ネットワーク」を運営する財団法人地方自治情報センターへの負担金の額が確定したことなどによるものでございます。

次に、(事項)電子県庁プロジェクト事業であります、2,538万5,000円の減額補正をお願いしております。56ページをお開きください。説明欄の2、電子申請届出システム運営事業につきましては、電子申請システムの機能強化や様式追加のために要する改修等の費用の執行残などによるものであります。

次に、(事項)地域情報化対策費であります、6,674万5,000円の減額補正をお願いしております。説明欄の1、情報通信基盤整備対策費

の(3)新・宮崎情報ハイウェイ21構築事業につきましては、平成24年度から運用を開始する新・宮崎情報ハイウェイ21の構築業務の委託について、競争性を高めるため企画コンペを実施したことによる執行残などによるものであります。また、説明欄の2、電気通信格差是正対策費の携帯電話等エリア整備事業につきましては、本年度は、延岡市など3市町村の9地区で携帯電話の不感地域解消のための事業を実施しておりますが、国の交付決定により減額となったことによるものであります。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

平成24年2月定例県議会提出議案(平成23年度補正分)の資料の9ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正の携帯電話等エリア整備事業であります、6,413万6,000円の繰り越しをお願いしております。これは、椎葉村の1地区、古枝尾地区でございますが、用地交渉等に日数を要したことにより年度内の事業完了が困難になったため、事業主体である椎葉村において事業繰り越しが行われることによるものであります。

情報政策課の説明は以上であります。

○山下委員長 執行部の説明が終わりました。まず、議案について質疑をお伺いしたいと思います。

○前屋敷委員 まず、歳出予算説明資料の33ページの過疎対策等推進費ですが、3の離島活性化対策費の離島航路補助金が1,000万円減額されたということで、予算のほとんどが減額みたいなんですけど、どういう状況だったのか聞かせてください。

○中田総合交通課長 離島航路につきましては、今年度から総合交通課のほうで所管するように

なりましたので、私のほうから御説明したいと思えます。

離島航路の対策事業につきましては、現在、延岡の浦城一島浦間の離島航路がございますけれども、基本的に営業赤字分を国、県、延岡市で補てんするという制度になっています。この補助金につきましては、国のほうで100%以上補てんがなされたということで、県及び市の負担がなくなったということがございます。

○西村委員 13ページの地方分権促進費で、先ほど説明をいただいて、県から市町村への権限移譲の部分で957万円と。具体的には、本来どういったものに使われるべきだったのがこれまで使われなかったんでしょうか。

○茂総合政策課長 市町村権限移譲交付金につきましては、どういうものに使われるかといいますと、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところによりまして市町村が処理をすることとなされた事務に関して、その経費負担として県から交付する。要するに県の事務をかわって市町村がやっている場合に、いろんな経費がかかるでしょうということで交付しているのがこの交付金ということでございます。

今回の分は、22年度の実績に応じて精算払いをしているということございまして、例年、前年度の実績とかを見込みながら、個々の事業ごとに大体どの程度の事務が行われるだろうということで積算をしてやるわけなんです。見込んでおりますけれども、どうしても若干余ってしまうという傾向がございます。結果的に、毎年度、若干執行残が生じているわけなんですけれども、そのあたりについてはもっと精査しながらやっていきたいと思うんですが、どうしても少しずつ誤差は出てしまうという現状がござ

いまして、より精査しながらやっていきたいというふうに考えております。

○西村委員 今、資料を持ってきていないのでうろ覚えなんですけれども、以前の委員会で、たしか、椎葉村とか結構権限移譲をされていて、町村の中でもあそこは突出していたようなイメージがあるんですが、ああいういっぱい移譲された、もしくは自分たちでやるというところは、交付金というのはいっぱいもらえて、余り移譲を受けないところは余り使わないということなんですか。

○茂総合政策課長 実績で申し上げますと、今年度の実績は3,865万7,000円を全26市町村に交付しているわけなんですけど、一番多いところが宮崎市でございまして、これはどうしても件数も多いものですから、1,888万2,000円お支払いしております。一番少ないところは諸塚村でして、ここにつきましては13万5,000円を交付しているという状況でございます。

○宮原委員 30ページで、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業ということで1,126万6,000円が減額ということになってはいますが、計画的に撤去もされているんだろうと思いますけれども、撤去しなければならない施設がどのぐらい残っているんでしょうか。

○中田総合交通課長 高千穂線の不要施設の撤去につきましては、今年度からスタートいたしまして、10年をかけて撤去するという計画でございます。全体事業費としましては、今の段階では大体12億程度になる予定ですけども、今年度は1,713万4,000円が撤去費に充てられたということでございます。まだスタートしたばかりですので、これから大きな橋梁とか、そういう施設の撤去が出てくるということでございます。

○宮原委員 全体で12億円の事業費がかかるということですが、どのぐらいの補助をされるんでしょうか。12億円に対する比率。

○中田総合交通課長 基金につきましては、県と沿線自治体、具体的に言いますと延岡市、日之影町、高千穂町でそれぞれ負担割合を決めて基金を積み立てていくようにしております。一応、基金事業で100%見ると。ですから、地元負担としましては、積み立てを拠出していただきますので、それで負担していただくような形になります。

○宮原委員 県としてはその積み立てに対して補助していくという形になるんですね。

○中田総合交通課長 基金に補助しているということではなくて、県と沿線自治体で基金に対してそれぞれ拠出すると。一般会計を通して支出するんですけれども、基金から各自治体に対しては補助するという形になります。

○宮原委員 55ページのところで、パソコン等整備事業の入札残ということで3,275万6,000円ということなんですが、何台ぐらい入れられたんでしょうか。

○長倉情報政策課長 パソコンで平成23年度に契約したのは1,485台です。

○宮原委員 1,485台ということですが、大体何年ぐらいで更新されるのかということと、県庁内に個人で持ち込んでいるパソコンというのも活用されているんでしょうか。

○長倉情報政策課長 基本的には5年のリースで契約しております。県庁内に私的なパソコンを持ち込むことは認めておりません。

○星原委員 33ページの中山間地域活力再生支援費ということで組まれている中の、先ほど説明いただいたんですが、4の地域力磨き上げ応援事業は、市町村の地域づくりに対してやって

いるということで、中山間地域がかなり疲弊して県も力を入れている事業じゃないかなというふうに思うんですが、来年度以降に持ち越したということは——22年度を見たとき、この予算だったかどうかわかりませんが、最終予算額6,600万で、当初予算では1億3,700万ということで、ここで残っているわけですね。そういうことを見たときに、市町村の負担割合とかいろんなものがあってできないのか、地域の中に支援しなくちゃいけないような事業がないのか、どっちの面から来ているものなんですか。

○福田中山間・地域政策課長 地域力磨き上げ応援事業でございますが、この事業は、市町村の地域づくり事業を採択して補助をするという内容のものでございます。先ほど、若干申し上げたんですけれども、この事業の活用を希望していた市町村が具体的には4市町村ございましたけれども、4市町村が事業の開始を来年度以降に延ばしたということが執行残の主な理由でございます。さらに言えば、通常は例えば3分の2の補助であれば、残りの3分の1の部分由市町村が当初予算に計上するという仕組みになっておるんですけれども、今回の本事業は、県の6月補正予算による事業でございましたので、市町村が補助裏を当初予算に計上することが困難となりまして、結果的に市町村の補正予算で対応していただいたところもございましたけれども、採択件数が4件で、補助金額も僅少なものになるという見込みになっております。

さらに、この事業は基本的に採択から3年間、支援を継続するものでございますが、採択した4事業の事業計画では、翌年度、翌々年度にハード事業を盛り込んでおりまして、ハード事業は規模が大きくなるんですけれども、初年度の平成23年度につきましては、ソフト事業がメイン

となっておりますので、今年度は補助金額が減少となって、執行残がこのように多額に生じたという状況でございます。

○鳥飼委員 細かなことで済みません。13ページの連絡調整費481万4,000円の減額です。補正前が1,600万、補正後が1,200万ということで、4分の1程度減額になっているんですけど、その中で大きいのが調整事務費と政策調整研究費になっていますけど、調整事務費の概要といたしますか、どういうふうなところで支出をしているのかを簡単に結構です。それと、1のほうもあわせて簡単に御説明ください。

○茂総合政策課長 調整事務費につきましては、350万円の減額補正をお願いしておりますが、これは、いわゆるメリットシステムといいまして、数年前にありました不適正な事務処理の反省を踏まえて、急に何か備品を購入しなきゃいけないとか急に何か支出が必要になるといったものに備えて予算措置をしているものでございます。財源を捻出してきた努力分を一定見てあげましょうという制度になっていまして、予算上は350万計上しているわけですけれども、それを使うほどの緊急性のあるものというか、緊急的に購入しなきゃいけないとか、そういうものがなかったのか、結果的に補正減になっているということでございます。

もう一点、政策調整研究費というのがございます。131万4,000円の減額補正をお願いしておりますけれども、これにつきましては、各部の連絡調整課に、急遽調査が必要だとか対応しなきゃいけないものがあるだろうということで、政策調整研究費というのが認められておりました。県民政策部の場合は1,000万円予算化をさせていただいております。それにつきましては、部内あるいはほかの課に分離分任してやる場合も

あるわけですがけれども、緊急的にやった調査あるいは対応というものについては、実績として868万6,000円だったということで、その差額の131万4,000円を今回、減額補正をお願いしているという状況でございます。

○鳥飼委員 わかりました。調整事務費は不適正な事務処理の反省から生まれたというようなことなんですけど、私は不適正な事務処理とは思っていないんです——一部、不適正な部分もありましたけど。なぜ、ああいうふうな事務処理をせざるを得なかったかということは、行政をやる人たちはしっかり考えておいていただきたいというふうに思います。

使い勝手が悪いということではないんですね。調整事務費350万減ということですがけれども、使い勝手が悪いから残るんだと、そこら辺はどうですか。予算と残額の比率といいますか、予算をどれだけ組んでいて——350万減額になっているんですけども、そこをちょっと説明していただけますか。

○茂総合政策課長 350万につきましては、その内訳として、需用費が300万円、備品購入費が50万円ということになっております。精査しているわけではありませんけれども、先ほど申し上げましたように、緊急に購入したり対応したりするものがなかった。基本的には予算化して対応していこうという考え方があると思っておりますので、そういうことで結果的にこのメリットシステムを使う必要がなかったということだと思っております。

○鳥飼委員 ということは、全額使用しなかったということになるんですか。

○茂総合政策課長 そのとおり、350万円予算措置して、全額使用しなかったということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。使い勝手が悪いんじゃないかなというような感じもするんですけども、そこは研究していただきたいと思います。

それから、広聴活動に要する経費ということで、出かけて行って意見交換をやるということなんですけど、計画と実績について御説明いただきたいと思います。

○松岡広報企画監 知事フォーラムにつきましては、現在10回行っております。あと3月15日に高原町で行いますので、今年度につきましては11回の予定でございます。

○鳥飼委員 計画といえますか、考え方として、どうやってそういうような場を——県内、計画的に意見交換会をやっていこうとされているのかについて御説明ください。

○松岡広報企画監 26市町村ございますので、今のペースでいきますと2年に1回は全市町村回れるのかなというふうに考えております。そういう予定で進めようとしております。

○鳥飼委員 歴代の知事も同種のもので、それぞれ表現は違いましたけれどもあったわけですが、大体そういうふうなペースですか。

○松岡広報企画監 昨年度におきましては、口蹄疫とか鳥インフルエンザとかいろいろなこともありましたので、回数が減ったときもありますけれども、基本的に大体2年で一回りするようなペースで計画しております。

○鳥飼委員 わかりました。非常に大事な機会ですので、いろいろと意見を聞く場を設けていただきたいと思います。

もう一つ、出前県庁という制度がありましたけれども、今どういう状況になっているんですか。経緯も含めて御説明いただきたいと思います。

○松岡広報企画監 出前県庁につきましても、各市町村にテーマを示しまして実施しております。今年度は38カ所で開催しております。

○鳥飼委員 先ほど、知事フォーラムの場合は2年に1回という説明であったんですけど、メンバーと基本的な考え方についてお聞きします。

○松岡広報企画監 出前講座につきましては、市町村にいろんなテーマを示しておりますが、その内容につきましては、要望に応じて関係課が出向きまして住民の方たちと意見交換を行う、そういうスタイルで実施しております。

○鳥飼委員 例えば、総合交通課の問題だったら総合交通課長と主幹が出かけていくというようなことになるんですか。

○松岡広報企画監 基本的には、担当者のほうが行ってやっておるというふうに聞いております。

○鳥飼委員 総合交通課の29ページに地域交通ネットワーク推進費というのがあります。地方バス路線等運行維持対策事業3,973万円の減で、国の単価減と代替バスの運行経路の変更等とかというような御説明がございました。地方バス路線等運行維持対策事業というのは、幹線道路と生活道路というのがあるんですけど、それを含めた分なんです。県民の足を考えるということで概要もあわせて説明いただけますか。

○中田総合交通課長 地方バス路線等運行維持対策事業の中身でございますけれども、まず、国と協調で補助をしております、いわゆる生活交通路線に対する運行費補助、それから、交通事業者が購入しますバスの減価償却費を補助しているというのが第1点でございます。もう一つが、県単事業で路線バスが廃止されて、その後に市町村が廃止路線代替バスを走らせる場合に、市町村に対してその運行費を補助すると

いう事業が主な内容になっております。

○鳥飼委員 去年の予算が、3億2,700万が最終的に2億2,000万ということで、1億減額になっている。ことしの予算を見てみると、3億であったのが2億6,000万ということになっているんですね。去年の最終額からすると増額にはなっておるんですけども。電車は日豊線と日南線とか小林のほうがあるんですけども、JRは不便だというのが一つありますから、それを補うものとしてバスがあるだろうと思うんです。バスも生活交通路線でも乗車が減ってきている。マイカーはふえている。それで宮崎—清武でしたら、バイパスができた。あれは50億ぐらいかかっておるわけです。今はかなり便利がいいけれども、そのうちまた混んでくるという非常に悪循環になっているんですね。道路をつくればつくっただけ車がふえる。そしてまた道路が要るというようなことですから、宮崎のような田舎は車も必要だというような感じがするんですけども。ないとどうにもならない。これも悪循環になってきているということがあるだろうと思うんです。

バスは、国の補助単価そのものも低いわけなんですけれども、国の補助単価も下がってくる。現状を見てみると、宮崎交通さんなんですけれども、ハイウェイバスで収入があったのを、一般の生活道路といいますか、バス路線にお金を回して何とか維持してきたと。ところが、規制緩和で高速道路のほうも収益が上がらないということで、今は片道2,000円台で出ているバスもありますね。かなりの運行競争というのがあって、事故が起きるんじゃないかなというような感じで心配しているんです。

宮崎県での地域交通——陸路のほうはどうやっていくのかというのが大きな課題だと思う

んです。県にとっても、また私たちにとってもそうなんです。廃止代替バスについても、バスを買うときの補助は2年ですかね。実質的にはなかなか運営が難しい。老人クラブに運営を任せるといったら、じゃ、事故はどうなるのというようなことになってきているんですけど、今後の宮崎県における陸路の確保をどうやっていこうとするのかというのが今、問われていると思うんです。この間、県内の市町村の担当者を集めて会議もしていただいたということで、そういう意味では今までなかったような気がするものですから、いいことだなと、総合交通課も頑張ってくれているなという思いがしているんですけども。県内のバス路線をどうやって維持していくのかということで、課長が今、考えておられるようなことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○中田総合交通課長 今、委員がおっしゃいましたように、マイカーの普及とか、人口が減ってきているということもありまして、バスの利用者というのは年々減ってきております。ただ、一方で高齢化がどんどん進んでいくという状況の中においては、バスを初めとした公共交通の維持確保というのは非常に重要になってくるんだろうというふうに思っております。

それから先ほど言いましたように、バスの利用者が減ってきてまして、今、宮崎交通がほぼ1社で県内のバスを走らせておりますけれども、先ほど委員もおっしゃいましたが、以前は路線バスの赤字分を高速バスの収益でカバーできていたという状況がございましたけれども、ツアーバスが進出してきまして、価格がかなり落ちている。それで、高速バスの収益が落ち込んでいまして、路線バスの赤字分をカバーできなくなってきているという状況がございます。

民間事業者が民間事業者単体で路線バスを維持できないような状況になってきているというのが現状でございます。そういった状況でございますので、宮崎交通ともお話しして、将来的に県内のバス路線といたしますか、県民の足をいかに確保していくかというのを市町村も一緒になって考えていかないといけないと。今までは単発的に、1路線ここを廃止しますよといった場合に、個別に検討をしてきていたんですけれども、今回は、例えば幹線のバスと地域内を走っているコミュニティバスの接続の問題とか、バスの運用の問題とか、そこあたりも含めて全体的に見直しをやっていこうということで今、スタートしております。

ことしの1月に県内の担当課長に集まっていたきまして、宮崎交通の現状とかを御説明していただきました。その際、本来であれば市町村ごとというのにも必要なんでしょうけど、7ブロックに分けて、地域ごとにまず現状を検証して、その上で今後どうやっていくかというのを検討しようということになりまして、その検証作業を2月からスタートしまして、7ブロックすべて一巡したところでございます。これから回数を重ねていって、それぞれ地域の状況は違いますので、それぞれの地域に合った形で県民の足をいかに確保していくかというのを考えていきたいと思っています。

今の検討というのは、廃止ありきということではなくて、今後どうやって維持していくか。非常に需要が少なければ、場合によっては廃止というのでも出てくるかもしれません。あるいは民間と自治体との負担の問題とか、そのあたりも当然議論になってくると思うんですけれども、目標としては県民の足をいかに確保するかということで議論をやっていきたいというふうに考

えております。

○鳥飼委員 新たな動きといたしますか、県民の足をどう確保するのかということで、県が市町村、事業者を集めて動き出したというような感触を受けて、非常によいことじゃないかなと私も評価をしたいと思います。

そこで一つ提案といたしますか、考え方なんですけれども、今のようやり方ではどうにもならないんじゃないかなという気がしているんです。バスの購入に対して一定の補助を受ける。その単価が非常に安いというようなこともあったりする。乗車率の問題でまた補助もありますけど、そのものが低いという国の問題が一つある。そこで、上下分離方式といたしますか、運営を事業者がやるというような形、これはバスですからかなり難しいと思うんですけど、例えば電車——この間、富山県に行ってライトレールというのを見てきたんですけれども、上下分離方式なんですね。富山市がかなりお金を出して、県もちょっとお金を出して、基本的なところはそこで捻出する。運営を会社がやってくというようなことでしておられたんですけれども、1～2の事業者関係の政策をやっている人の投稿やらを見ると、そういう時代になってきたんじゃないか。そうしないと動かないんじゃないかなというようにも出ていましたので、ひとつ参考にしていただければと思います。いずれにしても、県が県民の足をどう確保していくのかというのが非常に大事ですから、どんどんそういう場を設けていただいて、大変御苦労も多いと思いますけれども、頑張ってください。

それから、地域力磨き上げ応援事業というのでも出ましたが、ただ1つだけ、6月補正でソフトが多かったのだというような説明だったんで

すけど、新年度以降はことしよりも出てきます
というようなことでよろしいでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 先ほど申し上げたことにつけ加えて申し上げますと、地域力磨き上げ応援事業につきましては、改善事業ということで今年度やらせていただいております、従来から行っている市町村に対する財政支援に加えまして、今年度は地域づくりのアドバイザーの派遣ということも行っております。アドバイザーの派遣につきましては、今年度、5件実施しております、これらアドバイザーを派遣した地域が、さらに来年度、事業の申請をしていくということも考えられますし、今年度採択した事業の継続支援も来年度実施していきますので、そういう意味では、来年度は今年度よりもさらに支援が行われるというふうに認識しております。

○鳥飼委員 改善事業であれば、補正であろうと何であろうと余り関係ないんですね。当初で上げようと補正で上げようと、改善事業であれば、市町村はこういうのが継続されるだろうなという見込みのもとに補正を上げる準備も当然しているわけですからね。丸々新規だったら課長が先ほど答弁したようなことになるかと思いますが、そこはしっかり答弁をお願いしたいと思います。

最後になりますが、34ページの移住・定住促進費1,900万の減額なんですけど、本県への移住等の促進に要する経費ということで、1、2はいとして、3の東日本大震災被災者受入応援事業680万減というので、先ほどは雇用委託の期間が短縮されたというようなことの御説明だったわけなんですけど、これは予算としては幾ら組んでいたんですか。

○福田中山間・地域政策課長 予算としまして

は、東日本大震災被災者受入応援事業は1,800万円組んでございました。

○鳥飼委員 1,200万円はそういうような場があったということですが、どの程度被災者の雇用に結びついてきたわけでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 本事業では、農業や漁業、地域づくりなどの分野で延べ12名が雇用されておりましたが、途中で被災地に戻って復興に尽力したいといった方が3名おられましたので、その関係で執行残が発生しておることです。

○鳥飼委員 12名希望があって、3人の方が途中で帰られたということですね。9名の方は今もまだこの制度を使っているということでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 お見込みのとおりでございます。

○鳥飼委員 いずれにしても長期化する可能性もありますので、しっかり対応をお願いしておきたいと思います。以上です。

○宮原委員 47ページの海外技術研修員・留学生受入交流事業ということで、先ほど説明はあったんですけども、3名をブラジルから受け入れて、実質は震災の関係で1名になったということですが、これは、震災が起きたというそれだけの影響なんですか。

○日高文化文教・国際課長 当初、3名受け入れる予定にしておったんですけども、2名の方が来なくなったということで、1名になりました。そのうちの1名の方は、確かに東日本大震災の影響ということだったんですけども、もう一人の方は、宗教上の理由ということで、イスラム教を信仰されている方で、食生活上自信がないということもございまして、2名の方が辞退されたということでもあります。

○宮原委員 平成22年度で見ると予算がかなり大きいんですけども、そういう受け入れる枠というのは毎年動くんですか。

○日高文化文教・国際課長 実は22年度までは枠が多うございまして、留学生が2名、研修生が3名ということで5名の枠があったんですが、この枠を減らして3名になっておりますので、その関係がございまして予算額が減っております。

○宮原委員 わかりました。

あと一点、48ページの8、私立高等学校等就学支援金、対象生徒が減少ということで2,740万1,000円の減額ということになりますね。支援の額というのは生徒さんによってそれぞれ違うんですか。一律なんですか。

○日高文化文教・国際課長 これは、まず、一般には月額9,900円というのがございます。あと、主たる生計者の年収によりまして50%加算、100%加算ということで人によって違うんですけども、もちろん、実際はおられた方の月数によって出すんですが、減額いたしましたのは、1つには途中で退学される方がおられますので、そういう方の関係で減額をさせていただいております。

○前屋敷委員 関連してですけど、48ページの9、就職対策強化事業で、見込みを下回った、学校からの申請がなかったということでの減額ですが、当初予定されていたのは10校だったんですかね。これが何校になったのか。

○日高文化文教・国際課長 私立学校の就職対策強化事業でございまして、これは、私立学校に就職対策専門員を1名配置するという事業でございまして、当初、10校の希望があったんですが、実際には1校減りまして、9校に配置することになりましたので、その分の減額

でございます。

○前屋敷委員 47ページの国際交流推進事業ですが、6番は協会が廃止されたことに伴っての減額ということで、予算そのまま減額になっているというふうに思うんですけど、協会が廃止になったことで活動そのものに影響が出ないのかどうか、その辺の背景を教えてください。

○日高文化文教・国際課長 6の地域国際化協会等先導的施策支援事業は、自治体国際化協会から、例えば私どもの国際交流協会がございまして、そういうところがやる新しい施策、先導的な施策に対してお金をいただく事業でした。簡単に言いますと、日本語教室の開催のお金でございましたが、自治体国際化協会のほうでこの事業そのものを廃止するというのでございまして、当初の予算のほうはゼロになりましたので、全額減額させていただいております。ただ、実際の事業といたしましては、国際交流協会のほうで、宮崎と延岡と都城の3カ所で日本語教室をやっております。代替してやっておるといことです。

○前屋敷委員 協会が行う事業の廃止に伴ってということですね。協会が廃止されたと聞いたものですから、いろいろ影響が出ているのではないかなと。

○日高文化文教・国際課長 自治体国際化協会が行う事業の廃止に伴って減額させていただいたということなんです。

○前屋敷委員 わかりました。

それともう一件、20ページの秘書広報課のところの（事項）県政相談費なんですけど、30万ほどの減額になっています。県政相談に要する経費ということですが、具体的にはどういう中身になるのか。これまでも聞いていなかったみたいなんです。

○松岡広報企画監 県民室のほうに県政相談員ということで2名置いております。あと、10地区指定しまして、各庁舎等に県税のOBの方等4名ほど置きまして、さまざまな県政相談に応じております。その方々の研修のための旅費とか、そういったものの事務費になっております。

○前屋敷委員 そういう配置された方々の人件費も含めてということですか。

○松岡広報企画監 人件費も一部入っておりますが、その経費については、主なものは人事課のほうから手当ていただいております。

○前屋敷委員 ちなみに、どのくらいの相談件数があるものなのか。

○松岡広報企画監 県民室におきましては、23年度の実績で相談が117件、あとは苦情とか要望といったものもあるんですけれども。これについてはどこに行けばよろしいですかとか、そういった案内業務が901件ということで、主なものはそういった状況になっております。計で1,144件の受け付け状況になっております。

○右松副委員長 施策的な取り組みも含めて教えていただければありがたいんですが、中山間・地域政策課の34ページ、水資源対策推進費です。が、22年度とほとんど同じ予算執行で、これは国が10分の10ですから、国庫委託事業ということで、全国水需給動態調査と水資源対策推進活動費なんです。これは、ちなみに県単の事業として組まれているのか、その辺を参考までに教えていただけるとありがたいです。

○福田中山間・地域政策課長 この事業は国からの委託事業ということで実施しておりまして、県単ということでは特段の事業はこの中には含まれておりません。

○右松副委員長 国が10分の10で、国庫委託で、今回も昨年と同じ35万2,000円、そこはわかるん

ですが、施策的な取り組みとして参考にしたいけど伺いたかったのは、県単独事業として同じようなものを取り組まれておられるのか。実は中山間地域振興計画というので、以前、素案をいただいたものの中に水資源の適切な利用管理というのがあるんですね。その中で、水資源の合理的な利用及び管理を進める取り組みを行いますと。若干ニュアンスは違うのかもしれませんが、事業内容として、国からの委託ではなくて、県単独でこういう事業をやられるかどうか教えてください。

○福田中山間・地域政策課長 予算的なものではないんですけれども、例えば、小林市において、水資源保全条例が昨年策定されております。こういったこともありますので、市町村との意見交換、そういったものは行っておりますし、あるいは国のほうで今、水資源に関する法案の検討がなされております。そこら辺の情報についても、国のほうに伺いを立てて情報収集をしておるといった状況はございます。

○山下委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○茂総合政策課長 それでは、先日開催いたしましたT P P（環太平洋パートナーシップ協定）に係る説明会の結果につきまして御報告いたします。

常任委員会資料の3ページをお願いいたします。まず、1の経緯についてであります。T P Pにつきましては、これまでも国の考え方あるいは最新の協議状況等につきまして、説明や情報の提供を要請してきたところがございます。このような中、1月中旬に内閣官房より説明会の開催につきまして照会がありましたことから、国に対し政府職員の派遣をお願いし、今回の説明会の開催に至ったものでございます。

来県者につきましては、5のとおり、国から内閣官房職員が2名、農林水産省の職員が1名、そして、参加者は、6にありますように、県内の農林水産業、商工業、建設業、医療団体等に加えまして、市町村、県議会、国会議員の事務所、マスコミ等から約250名の参加をいただいたところでございます。

7にありますとおり、説明会におきましては、国から、包括的経済連携へのスタンス及びT P Pの概要、さらにそのメリット・デメリット、事前協議の状況等についての説明を受けまして、その後、参加者から、T P Pの国内議論の進め方やその意義、T P P参加後の見通し、あるいはセンシティブ、いわゆる重要品目への対応、そして農業対策や地方対策、食料自給率の問題、食の安全等に関する質問等が行われたところでございます。

当日の質疑応答の結果につきましては、その概要につきまして、別添資料のとおり取りまとめておりますけれども、例えば、T P Pに参加した後の見通し、あるいはセンシティブ品目への対応につきましては、現在交渉中であり、その見通しはわからないといったような、説明会の参加者が知りたい情報と国からの説明との間にはまだ大きなギャップがあったのではないかとこのように感じたところでございます。

国といたしましては、事前協議を通じまして情報収集に努め、さらに国民的議論を踏まえた上でT P P交渉参加の結論を出すという方針のようでございますので、今後とも、国に対しましては、事前協議の進捗等に応じましたわかりやすく具体的な情報提供、そして地方の意見を聞く機会を設けていただくなどの対応を、引き続き要請してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○大西副参事 同じく常任委員会資料の4ページをお願いいたします。記紀編さん1300年記念事業推進協議会の設立につきまして御報告申し上げます。

設立総会は、1から3にありますとおり、去る2月21日に、推進協議会の構成団体等から約100名の方々の参加を得まして開催いたしました。

4の議題につきましては、後ほど、総会資料でその内容を御説明申し上げます。

5のその他としまして、当日は、推進協議会の設立を記念しまして、高千穂町三田井地区神楽保存会によります高千穂神楽の特別公演を県庁の前庭にて御披露いただきました。

5ページになりますが、設立総会では、委員の皆様から事業にかける思いですとか提案など、多くの御意見をいただきました。その主な御意見をそこに掲載させていただいておりますので、後ほど、ごらんいただきたいというふうに思います。

次に、お手元の設立総会資料のほうをごらんいただきたいと思っております。1ページでございます。1の設立の趣旨であります。記紀編さん1300年記念事業の取り組みを成功させるためには、県、市町村あるいは民間団体の知恵と力を結集しまして、これを総合的、一体的に推進していく必要がありますことから、官民一体による推進協議会を設立したものであります。

2の推進協議会についてであります。①に記載しておりますような事務を所掌いたしまして、委員は79の団体、会長を知事としまして、副会長には、ここには記載がございませんけれども、4名の方、すなわち宮崎県市長会長、宮崎県町村会長、宮崎県商工会議所連合会会頭、

宮崎観光コンベンション協会会長の方々にお願いいたしましたところであります。そして顧問には外山県議会議長を初め、そこに記載の3名の方に御就任いただきました。⑥の企画運営委員会は、2ページにかけて記載しておりますとおり、推進協議会の円滑な運営のために設置したもので、18の団体で構成いたしております。

10ページと11ページをお願いいたします。この事業のねらいでありますけれども、1の①、②、③と書いてございますとおり、1つには、みやざきの宝の再認識、2点目が新たな県づくりに向けた県民の力の結集、3点目が県内外への情報発信と観光交流の活発化、こういったことを目指すものであります。11ページになりますが、2の事業期間は、平成24年から日本書紀編さん1300年の平成32年までの9年間としまして、3の事業の推進の考え方としまして、毎年テーマを設定し、思いや方向性を共有した上で、各団体が独自にあるいは連携して事業に取り組むことといたしました。

また、12ページになりますが、事業活動の統一的なシンボルとしてロゴマークを作成しました。これを幅広く活用していくということにいたしております。

13ページをお願いいたします。平成24年の取り組みについてであります。平成24年は、古事記編さん1300年をテーマにしまして、県、市町村、民間団体が連携・協働しながら、14ページにかけて記載しておりますとおり、取組1から取組4までの4つの柱に基づき取り組んでいくことといたしました。

さらに、15ページから17ページに一覧表がございます。これは、今申し上げました取り組みの4本柱に基づきまして、この議会に予算案を提出させていただいております県の関連事業を

中心に整理したものであります。

さらに、18ページは、民間団体の関連の取り組みにつきまして、情報を整理したものであります。

最後になりますが、別紙でA3サイズの横の資料をおつけしておりますが、これは、総会時点におきます関連の主な事業、取り組み等の平成24年のスケジュールを取りまとめたものであります。

報告は以上であります。

○山下委員長 その他報告事項について執行部の説明が終わりました。質疑を承りたいと思います。

○西村委員 TPPの説明会、私も拝見させていただきました。いろいろ内容についてはこれまでの議会等でも出ておりますので特段いいんですけれども、開催できたことは非常に良かったことであると思います。ただ1つ、私も聞いていて気になったのが、代表して各項目に質問者が立たれました。あれはどうして全員、農業関係者ばかりだったんでしょうか。商業関係者、建設業ほかの方々もいらっしゃった中で、農業問題ばかりがクローズアップされていく、それは当然のことかもしれませんが、終始、農業だけに話が終わってしまったのは非常に残念だったと思いますが、質問者の選定に関して、どういふことになったのか教えてください。

○茂総合政策課長 これにつきましては、内閣府と打ち合わせをしてやったんですけれども、事前に質問を出してほしいという話がありましたので、参加募集をする段階で質問をいただきました。その結果、農業団体あるいは農業関係の行政の方からの質問が多かったということで、私ももっと幅広い質問が出るのかなと思ったんですけれども、結果的には農業関係のことが多

かったということでございます。

○西村委員 農業の方は感情論で話をされる場面も多々あって、冷静な議論になりにくかった部分もあったし、逆に農業以外の分野で私たちが持ち帰る部分が聞けなかったところは非常に残念であったので、今後、もし、第2回とか第3回とかあるときには、十分に配慮していただければと思います。

○外山委員 1300年記念事業、これは本会議で自民党の代表質問でもあったんですが、宗教と記念事業との絡みを一線を画しておかないと、場所によっては神楽も宗教が絡んでおかしいじゃないかと言う人もある。それから、こちらの地方でせんぐまきをしますね。これもおかしいというような意見がある。そういう宗教と神話の世界というのは違うんだという話をきちっとしておかないと、これから事業展開の中で市町村の動きにブレーキがかかってくる。そういうことが心配されますので、どうでしょう。知事は大体そういうような答弁だったと思うんですけど、部長の見解を。

○渡邊県民政策部長 今回の議会の本会議でも、知事のほうにそういうことを明確に言っていただくということで、宗教とは関係ないという形をはっきり答弁の中で言われました。我々もそういうことでございますし、今後、具体的な事業展開の中で、そういうことについては厳密に精査しながら、ちゃんと事業展開していかなきゃいけない、そういうふうに思っております。

○右松副委員長 記紀編さん1300年事業なんですが、15ページと年間スケジュールを見させてもらいまして、核イベントの実施ということで、全県的なイベントの展開の中で——この部分が全体で5,000万組まれていますけど——どういったイメージを考えておられるのか、伺いたいと

思います。

○大西副参事 5,000万円というのは、24年度当初予算案のほうでお願いしている新規の事業のことだと思いますが、資料的には、先ほど御説明しました設立総会の13ページをごらんいただきますと、取組2、全県的なイベント等の展開ということで、①核イベントの実施とございます。「古事記編さん1300年をテーマとしたシンボリックなイベントを既存の祭り・行事とタイアップして開催し、県民や県外観光客にみやぎの魅力満喫していただくための賑わいを創出する」ということございまして、1つには、②にありますような県内各地域でのイベントと相乗効果を出すような形でのイベントが想定されるところでありますし、また、一方では、既存の祭り・行事とのタイアップ、共同・同時開催といったようなイメージを持っております。そして、県民あるいは県外観光客にとということで、県民の皆さん方の神話・伝説等に対する理解の促進ですとか、あるいは県外観光客に対するアピール力のあるようなイベント、イメージとしてはそのようなところを想定いたしております。

○右松副委員長 島根県の「神々の国しまね」「神話博しまね」と単純に比較はしませんけれども、7月21日から11月11日まで4カ月間、ロングランでイベントを行います。その設置場所も出雲大社の近くの古代出雲歴史博物館の隣に特設会場を設置していますね。別に対抗するつもりじゃありませんけれども、宮崎は、高千穂もあり、西都もあり、日南のほうもありと点正在しています。それだけ豊富なんですけれども、仮に対抗するのであれば——押川議員が「何で西都でやらんと」というふうに言っていますけれども、西都原考古博物館というのは、ここに行かれた人はかなりびっくりされていて、「いろ

んな博物館に行きましたが、これほど満足したところは初めてです」という——私も何度も行きましたけれども、あそこはすばらしい施設だと思うんですね。その辺も含めてもう少し検討していただければありがたいなと思っています。

ちょうど読売新聞に、異例の人事ということで出ていまして、宮崎にとっては千載一遇のチャンス、一過性に終わらせず、ブランドを確立して今後の発展につなげていきたいというふうに書かれていますので、ぜひ、頑張ってください。

最後にもう一点、年間スケジュールのところで推進協議会のスケジュールが出ていますが、年間でこのペースでいって果たして効果的な成果が出るのかなど。それを教えてください。

○大西副参事 お手元のA3サイズのスケジュール表の一番下に推進協議会のスケジュールが一応落とし込んでございますけれども、これは本会議でもいろいろ御質問、御指摘をいただいたところではございますが、この推進協議会の中に、先ほどちょっと申し上げたように、18の団体で構成される企画運営委員会なるものを設置いたしました。そこで機動的に実質的な組み立て、議論を進めていくというやり方にしております。総会というのは非常に大きな会合になりますので、実質的なところは企画運営委員会の場で取り組んでいくということで、スピード感を持ってやっていきたいというふうに考えております。

○右松副委員長 記紀編さんですから、9年間のスパンで考えてもいいと思うんですが、出だしが大事だと思っていますから、ぜひ、今年度、頑張ってくださいと思っています。以上です。

○山下委員長 よろしいでしょうか。なければ

これで県民政策部の審査を終わりたいと思います。

執行部の皆様、どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後0時59分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○稲用総務部長 今回御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。平成23年度2月補正予算案の概要（議案第56号）についてであります。

今回の補正は、国の平成23年度補正予算（第3号及び第4号）の成立及び国庫補助の決定に伴うもの並びにその他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、72億3,473万6,000円の減額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、5,891億6,253万2,000円となります。

補正によります一般会計の歳入財源の主なものは、県税が28億円余、地方交付税が45億円余、国庫支出金が16億円余、寄附金が14億円余の増額であります。繰入金以下は減額でありまして、繰入金が91億円余、県債が82億円余となっております。

2ページをお開きください。一般会計の歳出の款ごとの内訳ではありますが、主なものを申し上げます。総務費が増額となっておりますが、

これは、県税の増収や特別交付税の交付等に伴い県債管理基金への追加積み立て等を行うものであります。農林水産業費の増額につきましては、国の補正予算の成立に伴う交付金を受け、既存基金への追加積み立て等を行うものであります。また、減額の主なものといたしまして、土木費が国庫補助決定等に伴う減、教育費が職員費等の減となっております、災害復旧費は、23年度中に大きな災害の発生がなかったことから減額するものであります。

次に、9ページをお願いいたします。総務部における2月補正の課別集計表でございます。総務部といたしましては、119億2,468万2,000円の増額をお願いしております、補正後の予算額は、1,517億4,593万5,000円となります。

補正予算については以上であります。

次に、特別議案について御説明いたします。

10ページをお開きください。議案第67号、表題に記載しております「宮崎県税条例等の一部を改正する条例」についてであります。

これは、1点目が、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、個人県民税の標準税率について500円を加算した額とされたこと、また2点目としまして、条例で指定しました公益法人等に対してなされた寄附金に係る個人県民税の税額控除制度を導入すること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

11ページをごらんいただきまして、2に平成22年4月以降において発生した口蹄疫に関する条例の一部改正について記載しておりますが、この改正は、昨年12月の地方税法改正に伴う引用条項の修正でありまして、税制上の変更がある改正ではございません。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。議案第80号「財産の処分」についてであります。

これは、日南市の防災拠点施設用地に供するものとして、元県立日南振徳商業高等学校の土地などを処分することについて、財産に関する条例第2条の規定により議会の議決に付するものであります。

特別議案は、以上の2件であります。

次に、報告事項についてでございます。

13ページです。損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、県有車両による交通事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告するものであります。

最後に、その他報告についてでございますが、14ページです。本日、御報告いたしますのは、宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）素案の概要についてでございます。

それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議ほどよろしく御願いたします。

私からは以上でございます。

○日隈財政課長 私からは、今回の補正予算でございますが、議案第56号の歳入予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。表の中ほどの太枠の中が今回の補正額及び補正後の予算額等を掲げております。

まず、自主財源、55億1,528万3,000円の減額となっております。その内訳について主なものを申し上げますと、県税が28億9,000万円の増額、寄附金が14億213万4,000円の増額、繰入金が91

億3,405万3,000円の減額となっております。

次に、依存財源についてであります。17億1,945万3,000円の減額となっております。その内訳としまして、これも主なものになりますが、地方交付税が45億9,115万9,000円の増額、国庫支出金が16億8,547万6,000円の増額、県債が82億1,361万8,000円の減額となっております。この結果、今回の補正の歳入合計は、72億3,473万6,000円の減額となりまして、補正後の一般会計の予算規模は、5,891億6,253万2,000円となります。

次に、4ページをお開きください。ただいま御説明しました歳入の科目別の概要であります。県税と地方消費税清算金につきましては、後ほど、税務課長のほうから説明いたしますので、私からはこれ以外の主なものについて御説明いたします。

2月補正という欄と説明という欄がございますが、この2つの欄をごらんいただきたいと思います。まず、分担金及び負担金につきましては、公共事業費の土木費負担金の減等によりまして、7,839万5,000円の減額となります。

次に、使用料及び手数料につきましては、証紙収入の減等によりまして2億2,147万4,000円の減額となります。

次に、財産収入であります。不動産売払収入の増によりまして9億4,770万4,000円の増額となります。

次に、寄附金についてであります。総務費の総務費寄附金等の増によりまして14億213万4,000円の増額となっております。

次に、繰入金——これは基金からの繰り入れ等、ほか特別会計も含まれますが——につきましては、財政調整積立金繰入金の減等によりまして91億3,405万3,000円の減額となっております。

次に、5ページの諸収入でございます。各種貸付金元利収入や受託事業収入の減等によりまして9億8,811万6,000円の減額となっております。

地方譲与税と地方特例交付金、地方交付税につきましては、いずれも、国の交付決定に伴うものであります。

国庫支出金につきましては、既存基金への積み立てのための交付金等の補正の受け入れ等の増額によりまして16億8,547万6,000円の増額となっております。

最後に、6ページをお開きください。県債につきましては、土木債、災害復旧債の減等によりまして82億1,361万8,000円の減額となっております。

歳入予算については以上であります。よろしくお願いいたします。

○吉本税務課長 税務課からは地方消費税清算金及び県税収入の補正予算につきまして説明いたします。

委員会資料の3ページになります。まず、地方消費税清算金についてです。3億3,308万3,000円の減額補正となっております。これは、消費税の清算対象期間であります平成23年2月から平成24年1月までの全国の地方消費税総額が見込み額よりも少なかったこと等によるものでございます。

次に、県税収入についてですが、7ページをお開きください。県税全体につきましては、県税計の予算額①の欄のとおり、779億8,000万円を計上いたしておりますが、今年度の収入見込み額は、現計予算額に比べまして、個人県民税、法人二税、地方消費税の増収等が見込まれますことから、収入見込額②の欄のとおり、808億7,000万円、現計比103.7%を見込んだところ

でございます。その結果、補正額②－①の欄にありますように、28億9,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

主な税目について説明いたします。まず、個人県民税ですが、これは、平成22年分所得の減少が見込みより少なかったことによりまして、6億2,900万円余の増となります。法人県民税ですが、企業収益が堅調に推移していることによりまして2億8,300万円余の増。利子割県民税ですが、銀行預金利子等の低下によりまして1億6,700万円余の減となります。法人事業税が企業収益が堅調に推移していることによりまして9億5,200万円余の増。譲渡割地方消費税につきましては、見込みより堅調に推移していることにより6億8,000万円余の増。県たばこ税につきましては、売り渡し本数の減少幅が当初見込みより少なかったことによりまして3億7,700万円余の増を見込んだところでございます。

説明は以上でございます。

○柳田総務課長 総務課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の59ページをお開きいただきたいと思います。総務課の2月補正予算は、2億2,323万3,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、11億9,572万1,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

61ページをお開きください。(事項)連絡調整費でございます。これは、総務部の連絡調整に要する経費でございますが、総務部の政策課題や新たな施策の調査研究を行う政策調整研究費や調整事務費の執行残などにより697万8,000円を減額するものでございます。

次に、(事項)文書管理費でございます。これ

は、文書の收受発送及び文書の管理保存に要する経費でございますが、文書の收受発送の事務経費や文書管理システムの改修委託費の執行残などにより282万5,000円を減額するものでございます。

次に、(事項)浄書管理費でございます。62ページをお開きください。これは、文書の浄書・印刷に要する経費でございますが、庁内印刷費のコピー用紙等の消耗品経費や印刷機保守契約の執行残などにより740万円を減額するものでございます。

次に、(事項)文書センター運営費でございます。これは、5号館にある文書センターの運営に要する経費でございますが、消火設備機器やマイクロリーダーのリース料の執行残などにより282万4,000円を減額するものでございます。

次に、(事項)庁舎公舎等管理費でございます。これは、出先機関を含む庁舎公舎等の維持管理に要する経費でございますが、保守管理に要する清掃・警備等の委託業務の入札残などにより9,356万1,000円を減額するものでございます。

次に、(事項)公有財産管理費でございます。これは、公有財産の管理、運用、処分事務に要する経費でございますが、公有財産の管理費であります県有財産保全工事費や公共下水道受益者負担金の執行残などにより1,895万2,000円を減額するものでございます。

次に、63ページをごらんください。(事項)県有施設災害復旧費でございます。これは、各種災害により被害を受けた庁舎など県有施設の災害復旧に要する経費でございますが、災害復旧工事の執行残により6,341万9,000円を減額するものでございます。

補正予算については以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明させて

いただきます。

議案書では77ページですが、常任委員会資料で御説明させていただきますので、委員会資料の12ページをお開きいただきたいと思います。議案第80号「財産の処分について」であります。これは、財産に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

1の処分の目的ですが、普通財産の元県立日南振徳商業高校跡地を、建物、工作物とともに日南市の防災拠点施設用地に供するものとして処分するものであります。

2の所在地は、日南市大字殿所及び大字星倉であります。

3の財産の種類及び数量につきましては、(1)の土地は、4万7,898.48平方メートル、(2)の建物は、校舎ほか26棟、(3)の工作物は、花壇ほか78個であります。

4の処分価格は、1億1,123万円ですが、これは、鑑定評価額1億5,890万円から、財産に関する条例に基づき、公共用目的のため3割を減額しております。

5の売り渡し先は、日南市土地開発公社であります。なお、日南市土地開発公社は、日南市から、防災公園・消防庁舎等整備事業に係る用地取得の依頼に基づき取得するものでありまして、3年以内に建物及び工作物の一部を除き撤去し、日南市に譲渡することになっております。

下の位置図をごらんいただきますと、日南市は、日南総合運動公園及び元日南振徳商業高校跡地を防災拠点として位置づけ、高校跡地には消防庁舎や防災資機材倉庫等の整備を計画しております。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○桑山人事課長 人事課の補正予算につきます

て御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の65ページをごらんください。人事課の平成23年度2月補正の予算でございますが、4億8,961万3,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、53億2,877万4,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

67ページをごらんいただきたいと思います。まず、(事項)人事調整費3,186万9,000円の減額補正でございます。これは、説明欄1の非常勤職員の雇用あるいは3の産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用、こういったものにつきます。予算計上した見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、(事項)人事給与費3億5,411万5,000円の減額補正でございます。その主なものは、説明欄2の退職手当でございます。3億3,245万8,000円の減額をしております。これは、定年あるいは希望退職者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。(事項)東日本大震災被災地職員派遣事業費8,782万8,000円の減額でございます。この予算では、非常勤職員あるいは臨時職員25名分の予算を確保しまして、同一の職場から長期にわたって職員を派遣した場合の欠員補充といったものを計上してはいたしましたが、実際には2～3カ月のサイクルで職場をかえて派遣する形態で派遣したものですから、そういった予算がほとんど必要なくなったということ。それから、短期の1～2週間程度の派遣につきましても、見込んでおりましたより実際には少ない派遣という状況になったため、必要な旅費等の経費が執行残となったものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく
お願いいたします。

○大坪行政経営課長 行政経営課分につきまして
御説明いたします。

歳出予算説明資料の69ページをごらんください。
行政経営課の平成23年度2月補正予算、295
万8,000円の減額でありまして、補正後の予算額
は、1億1,612万2,000円となっております。

それでは、主なものにつきまして御説明いた
します。

71ページをごらんください。(目)文書費(事
項)法制費155万9,000円の減額であります
が、これは、宮崎県公益認定等審議会の委員報酬等
の執行残及び事務費の節約等に伴います減額補
正でございます。

行政経営課分につきましては、以上ござい
ます。

○日隈財政課長 財政課の補正予算について御
説明いたします。

歳出予算説明資料73ページをお開きください。
財政課の2月補正予算は、125億2,868万3,000円
の増額をお願いしております。この結果、補正
後の予算額は、1,136億8,304万9,000円となりま
す。

75ページをお開きください。補正予算の内容
について御説明いたします。

今回の補正の主なものでございますけれども、
(目)一般管理費(事項)諸費であります。これ
は、税及び税外収入の還付等に要する庁内共
通の経費でありますけれども、県税の還付に要
する経費等が当初予算額より少なくなる見込み
でありますので、7億4,500万円の減額を行うも
のであります。

次に、(目)財産管理費であります。これは、
財政課において所管しております基金の積み立

て等に要する経費であります。135億4,832
万1,000円の増額を行うものであります。その内
訳でございますが、まず、(事項)財政調整積立
金についてであります。これは、利子の増に
伴う積み立て分として769万5,000円の増額を行
うものでございます。

76ページになります。(事項)県債管理基金積
立金でございますが、利子の増及び追加積み立
てに伴いまして、117億6,277万円の増額となっ
ております。この追加積み立てにつきましては、
今回の補正予算により歳出の減額補正が行われ
たこと等に伴いまして、今後の県債償還の財源
としてその余剰分について基金に一度積み立て
を行わせていただくというものでございます。

次に、(事項)県有施設維持整備基金積立金で
ございます。これも同じく利子の増及び追加積
み立てでございますけれども、17億7,619万6,000
円の増額となっております。この追加積み立て
についても同様でございますが、今後必要とな
ります県有施設の維持整備等のために、基金へ
の積み立てを行うものでございます。

(事項)宮崎県21世紀づくり基金積立金及び
(事項)宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金
積立金につきましては、いずれも、利子の増に
伴います増額補正でございます。

次に、77ページになりますけれども、(款)公
債費であります。まず、(目)元金(事項)起債
元金償還金でございますけれども、9,644万1,000
円の増額を行うものであります。内容的には、
借換債の発行及び一部繰り上げ償還を行ったこ
とに伴いまして、補正の増額を行うものでござ
います。

次に、(目)利子(事項)長期債等利子償還金
でございますが、3億5,160万円の減額となっ
ております。これは、起債及び一時借入金の支払

い利子等の不用額についての減額を行うもの
でございます。

最後に、(目) 公債諸費(事項) 起債事務費で
ございますが、これは、起債の発行に係ります登
録手数料の執行残1,770万3,000円について減額
を行うものであります。

財政課の予算については以上でございます。
よろしく願いいたします。

○吉本税務課長 税務課の歳出予算につしまし
て説明いたします。

歳出予算説明資料の79ページでございます。
税務課の補正予算は、5億710万2,000円の増額
をお願いいたしております。この結果、補正後
の予算額は、251億7,971万4,000円になります。

81ページをごらんください。(事項) 賦課徴収
費でございますが、3,225万6,000円の減額をお
願いしております。その主なものといたしまし
ては、まず、説明欄の1の(1) 徴税活動経費
でございますが、県税の徴税活動に必要な郵送
料、印刷費、旅費等の執行残に伴いまして4,077
万9,000円の減額、また、(3) 個人県民税徴収
取扱費交付金ですが、個人県民税の賦課徴収は
市町村に法定委任されておりますことから、そ
の経費を補償する目的で市町村へ交付するもの
でございます。各市町村からの請求額が当初
見込みよりも上回ったことによりまして1,888
万4,000円の増額となるものでございます。

82ページをお願いいたします。(款) 諸支出金
につきましては、全体で6億3,227万4,000円の
増額をお願いいたしております。まず、(事項)
地方消費税清算金につきましては、県に納付さ
れました地方消費税を都道府県間で清算を行
うために支出するものでございまして、対象期
間の実績等に基づき8億7,537万4,000円の増額
となっております。

(事項) 利子割交付金から83ページの自動車
取得税交付金までの事項につきましては、いず
れも、税收の一定割合を市町村に交付する法定
交付金でございますが、それぞれ交付金の算定
対象期間の税收の増減に伴いまして補正をお願
いするものでございます。まず、利子割交付金
が1億2,021万円の減額、次に、配当割交付金
が8,208万3,000円の増額、株式等譲渡所得割交
付金が732万6,000円の増額、地方消費税交付金
が1億6,299万7,000円の減額、ゴルフ場利用税
交付金が6,240万4,000円の減額、自動車取得税
交付金が1,449万2,000円の増額となっております。

(事項) 利子割精算金につきましては、本県
で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県
に帰属すべき額について、関係する都道府県間
で精算するために要するものでございまして、
139万円の減額となっております。

一般会計補正予算につきましては、以上で
ございます。

次に、議案第67号について御説明いたしま
すので、委員会資料の10ページをお開き
ください。議案第67号ですが、議案名が大変長
くなっておりまして申しわけないんですけれ
ども、これは、法制技術上、2つの条例をつ
なぐ場合は「及び」という字句を使っ
てつなぐことになっておりまして、このよ
うな表現にならざるを得ませんでした。
御理解のほどよろしくお願いいたしま
す。

それでは、1の宮崎県税条例の一部改正につ
いて説明いたします。

(1)の改正の理由ですが、①、東日本大震
災からの復興に関しまして、地方公共団体が
実施する防災のための施策に必要な財源確保
に係る地方税の臨時特例法により、個人県民
税均等割の標準税率が500円を加算した額と
されたこ

と、②、地域に密着した民間公益活動や寄附文化の促進を目的といたしまして、条例で指定した公益法人等に対する寄附金について個人県民税の税額控除制度の導入を図ること、③、その他地方税法改正に伴う引用条項の修正等の必要が生じたこと、以上の3点であります。

(2)の改正の内容でございますが、まず①の東日本大震災関係の改正ですが、(ア)のとおり、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人県民税に限りまして、均等割について500円を加算するものでございます。下の(現行)という記載にありますように、現在の個人県民税均等割は、森林環境税と合わせて1,500円ですので、改正後は平成26年度から10年間は合計2,000円ということになります。(イ)の用途でございますが、平成23年度から平成27年度までに本県で実施する施策のうち、全国的かつ緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てられます。(ウ)の増収見込みですが、1年間で約2億4,000万円というふうになります。

次に、②の条例で指定する寄附金に係る個人県民税の税額控除制度についてです。(ア)の制度概要ですが、所得税法が控除の対象として規定している公益法人等に対する寄附金のうち、条例で指定するものに対する寄附金額の一定額を個人県民税から控除するものでございます。次に、11ページに記載しております(イ)の指定する主な寄附金ですが、ここに記載しております法人で、県内に主たる事務所のある法人に対する寄附金を指定いたします。(ウ)の控除額の計算の方法ですが、寄附金額から2,000円を控除して所得割の税率4%を掛けた額を控除いたします。(エ)の適用ですが、平成24年1月1日以後に支出した寄附金から適用することとしておりますので、平成25年度課税の個人県民税分

から控除されることとなります。なお、昨年の2月定例県議会におきましては、県内更生保護法人からの当該寄附金に係る条例指定を求める請願の採択をいただいているところでございます。

③のその他の改正ですが、昨年12月の地方税法改正に伴う引用条項のずれの修正などであり

ます。(3)の施行期日ですが、一部の規定を除きまして、平成24年4月1日からの施行ということにしております。

次に、2の口蹄疫に関する個人事業税の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

(1)の改正の理由及び内容ですが、昨年12月の地方税法改正に伴う引用条項等のずれの修正でございますが、内容の変更はありません。

(2)の施行期日ですが、平成25年1月1日からとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木市町村課長 市町村課の2月補正歳出予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の85ページをお開きいただきたいと思っております。市町村課の補正予算は、3億4,213万5,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、26億6,122万8,000円となります。

主なものにつきまして御説明いたします。

87ページをごらんいただきたいと存じます。まず、(事項)自治調整費でございますけれども、2,312万5,000円の減額でございます。主な理由といたしましては、説明欄の3の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が2,263万9,000円の減額となっております。これは、このシステムの運用におきまして、住民基本台帳

法の規定に基づき、全都道府県共同で負担している経費に係る本県の負担金額が確定し減額になったこと等によるものでございます。

(事項) 市町村合併支援費でございますが、4,910万9,000円の減額でございます。主な理由といたしましては、説明欄のアの市新町村合併支援事業につきまして、合併した市町に対して交付します新市町村合併支援交付金の対象になります事業費が確定したこと等によるものでございます。

次に、(事項) 市町村振興宝くじ事業費2,420万9,000円の減額でございます。88ページをお開きいただきたいと存じます。これは、市町村振興宝くじとして発売された宝くじに係る収益金等の配分が決定されまして、宮崎縣市町村振興協会交付金が減額になったこと等によるものでございます。

(事項) 県議会議員選挙臨時啓発費215万7,000円の減額でございます。これは、テレビやインターネット等による広報啓発委託料の執行残に伴う減額でございます。

89ページをごらんいただきたいと存じます。

(事項) 県議会議員選挙執行費2億3,149万5,000円の減額でございます。これは、昨年4月に実施しました県議会議員選挙に係る経費の執行残に伴う減額でございます。

次に、(事項) 海区漁業調整委員会委員選挙執行費1,174万9,000円の減額でございます。これは、ことし1月に実施しました海区漁業調整委員会委員補欠選挙が無投票になったことによりまして、経費の執行残に伴う減額になったものでございます。

市町村課については以上でございます。よろしくお願いたします。

○花坂総務事務センター課長 総務事務セン

ターの補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の91ページをお願いいたします。総務事務センターの2月補正予算は、6,529万4,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、11億543万2,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

93ページをごらんいただきたいと思っております。まず、(事項)総務事務センター運営費478万5,000円の減額をお願いしております。これは、総務事務センター及び各県税総務事務所にあります、いわゆる地区センターの運営費や職員の給与計算等の処理に要する経費の執行残でございます。

次に、(事項)健康管理費であります。869万7,000円の減額をお願いいたしております。説明の欄の2の定期健康診断事業費は、職員の定期健康診断の1次検診の結果をもとに、健康管理医の指示により受診させている2次検診の受診者が当初見込みよりも少なかったことや、人間ドックの受診者が当初見込みも少なかったことなどによる479万3,000円を減額するものでございます。

次に、94ページをお開きください。(事項)物品管理及び調達事務費であります。175万8,000円の減額をお願いいたしております。これは、物品管理や調達に係る事務、入札資格審査に係る事務費の執行残や、物品調達システムの構築に係る入札残によるものでございます。

(事項) 車両管理事務費1,342万5,000円の減額をお願いいたしております。これは、公用車の任意保険料に係る入札残や副知事車の運行管理に係る業務委託の入札残等によるものでございます。

最後に、同じページの(目)恩給及び退職年

金費と次のページの(款)警察費(目)恩給及び退職年金費であります。これは、支給対象者の死亡によります支給額の減少でありまして、それぞれ386万3,000円、472万5,000円の減額をお願いいたしております。

総務事務センターは以上でございます。

○金井危機管理課長 危機管理課の補正予算につきまして、御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の97ページをお開きください。危機管理課の補正額は、5,975万2,000円の増額でありまして、補正後の額は、20億3,193万円となります。

主な補正の内容につきまして御説明させていただきます。

99ページをごらんください。まず、(事項)防災対策費の5,493万1,000円の増額であります。その主なものとしましては、次の100ページをごらんください。4の宮崎県東日本大震災被災者等支援基金設置事業の増額であります。これは、今年度の6月補正で予算化して設置いたしました、同基金に寄せられました寄附金及び基金の運用利子を基金に繰り入れるために補正を行うものでございます。

次に、(事項)防災会議費の84万2,000円の減額であります。これは、今年度の防災会議開催に要する経費の執行残であります。

次に、(事項)林野火災対策事業費の73万7,000円の減額であります。これは、空中消火用機材のリース料の執行残でございます。

危機管理課からは以上でございます。

○山之内消防保安課長 消防保安課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の101ページをお願いいたします。消防保安課の補正額は、4,762万2,000円の減額でありまして、補正後の額は、4億4,396

万5,000円となります。

それでは、主な補正の内容について御説明申し上げます。

103ページをお願いいたします。まず、(事項)防災行政無線管理費4,357万6,000円の減額であります。これは、主に総合情報ネットワーク更新工事の執行残や、無線設備の保守委託の入札残等に伴うものであります。

次に、(事項)消防防災施設設備整備促進事業費247万6,000円の減額であります。これは、地域防災力強化促進事業費補助金の執行残であります。

続きまして、104ページをお願いいたします。

(事項)消防学校費105万円の減額であります。これは、消防学校における講師等の謝金、旅費等の執行残であります。

消防保安課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑を承ります。

○鳥飼委員 財政課長にお聞きしますが、3ページ、繰入金91億の減額ということになりますから、予算のほうとも関連はしてくるんですけれども、この繰入金の前原資はどこから出ているのか、まず御説明ください。

○日隈財政課長 委員会資料の4ページのほうをごらんいただきたいと思っております。3ページにございました繰入金の減額の91億3,400万円余というのは、この表でいくと2月補正の欄のこの額でございますが、主なものということで説明のところに記載しております。繰入金は、特別会計から繰り入れる分というのが増額の1億1,611万8,000円でございます。今度は基金からの繰り入れのほうが減額の92億5,017万1,000円と、まず内訳が2つに分かれておりま

す。そして、鳥飼委員からございました基金の関係ですが、補正で今回出しております減額の内訳が記載のとおりでございまして、予算の執行残等に伴うものと、全体の不用額、いわゆる節約等によるものが多いんですけれども、そういったもので余った分を財政調整基金等に戻すというような取り扱いの関係で——今回、国の経済対策でつくった基金が相当ございますので、そういったものの執行残について、それぞれ繰り入れるのを減額ということですから、基金に戻すような形になります。多くの基金は幸いというか、残念かもしれませんが、今回の国の3次補正、4次補正で1年延長という基金が出てきておりますので、必要以上に使う必要はないと思われる分もございまして。執行残についてはまず基金のほうに戻すということで、このような減額がそれぞれございまして、積み上げていきますと92億5,000万というような数字になるということでございまして。

○鳥飼委員 私の頭の中で2つの質問が1つになっておりまして失礼しました。

それで、一連の基金、地域医療再生基金とかいろいろありますけれども、91億の中で、大ざっぱに言えば、財政調整積立金繰入金約50億、その他が40億ということになるだろうと思うんですが、1年程度延びたのはそれでいいんですけど、例えば、介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金は13億返しているんですね。果たしてその基金を適切に、合理的に目的に従って支出ができるのかどうかと。それが困難で、結局、国庫に返すということになるのではないかなと、その辺を心配しているんです。財政課長に聞くのも酷かなと思うんですけども、元締めが財政課長ですから財政課長に聞きますけれども、その辺の支出の今後の推移、大丈夫なのかどう

かということをお聞きしたいと思います。

○日隈財政課長 それぞれの基金はそれぞれの委員会で今、審議されておりますので、私から総括的に御説明させていただきたいと思います。

例えば、今、鳥飼委員からございました介護基盤緊急整備等臨時特例基金という基金でいえば、当初、23年度までと言われておりましたので、これまでの予算措置で基本的にはすべて使うという予算を、恐縮ですけれども、計上させていただきました。でないと、残った分は返さないといけないということでございました。それが、今回の3次・4次補正の中で1年間だけ延長ということになりましたので、使っていなかった部分について今回、13億1,000万円余戻すと、実は年度末残高は13億2,000万円余ぐらになります。この分については24年度までということですので、これも甚だ恐縮ですが、予算としては全部使い切るという考え方で計上等させていただいているというような状況にあります。ほかの経済対策でつくった基金も1年限りとなったものについては、極力、当初計上して、1年間の中で使っていこうということで考えております。

ただ、年度途中でまた——12月になろうかと思いますが、国の予算あるいは途中の補正、そういったもので動向が見えてきた分については、それぞれでまた対処・検討していくというようなことになろうかと思っております。

○鳥飼委員 厚労省関係がかなりふえている、言い方によっては「がじめている」というようなことを言われたりもするんですけども、いずれにしても、県とすれば適切に執行していくことが大事ですから、その辺の目配りもよろしく願いしておきたいと思っております。

関連しまして、初歩的なことで申しわけない

ですけれども、予算書の75ページ、財政課の諸費の7億4,500万、かなりの額で、税及び税外収入の還付等に要する庁内共通経費という説明がありました。25億が18億ぐらいになっているんですけど、もう少しわかりやすく説明いただきたいと思います。

○日隈財政課長 この諸費というのは、まず考え方ですけれども、庁内全体、一般会計全体、警察、教育まで含めて共通的に持っている予算というのを財政課で持っておりまして、これが県税の還付金であったり、国庫補助金でもらった分で返さなくちゃいけない分とか、そういったものを一括して財政課で計上させていただいて、それぞれの課に分任して還付していくというものであります。23年度予算の還付関係で申し上げますと、税の関係で20億、その他国庫関係の返還金ということで4億円ぐらい、合計で24億円ほど諸費として計上させていただいております。県税については20億考えておりましたけれども、景気の動向あるいは企業活動が堅調に進んだというようなこと等もありまして、還付の年間見込み額が大体6億7,000万余、7億程度で済むのかなというところがございまして、若干予備を見まして、今回、12億7,500万減額するというので、3月までの所要額を大体7億2,500万ほど見まして、12億7,500万の減額ということでさせていただいたところであります。

○鳥飼委員 75ページの財政調整積立金の積み立て、これは769万なんですけど、県債管理基金の追加積み立て117億、県有施設が17億6,800万というふうになっています。財調には積み立てないんですけど——財調で積み立てる場合は、あけて2分の1を超えない程度でというのがありますね。初歩的で申しわけないけれども、その理由について御説明いただきたいと思います。

○日隈財政課長 財政調整積立金と県債管理基金の2基金ということで御説明させていただいております。今回、2月補正で年間を通じた節約あるいは執行残、いわゆる国からの事業が来なかった分等々で、県費としてこの2つの基金で申し上げますと160数億ぐらいお金が残ったというようなことになりましたので、まず50億については、財政調整積立金、これは当初予算で50億収支不足ということで取り崩しをさせていただいておりますので、この分を来年度予算に向けて戻しましょうということで、マイナスということですから取り崩しをなしにするという形で、100億程度に戻させていただいております。そして、残りの分について県債管理ということで、これは将来に向けての県債管理のためのお金ということで117億ここに予算計上ということで、議会にも明らかにするような形で積み立てをさせていただいております。なお、来週、当初の審議がございまして、収支不足が大体184億ほどございまして、この2基金を取り崩してまた当面、対応しておくというような措置を講じているところであります。

○鳥飼委員 県有施設についても。

○日隈財政課長 不用額等が若干ございました。金額で申し上げますとこの数字そのものですが、17億7,000万円余。これは、それぞれ県有施設の関係であったり、その他のものもございまして、来年度も県有施設の建設、維持管理、結構な額がかかります。建設の部分でも20数億予算計上しておりますので——これは特定目的に、そこしか使えませんが、そのために残った分の17億は、一度、県有施設に積み立てさせていただいて、当初で同じく16億数千万活用させていただいているところであります。

○鳥飼委員 原則、借りたところに返すという

ような理解でよろしいんですか。

○日隈財政課長 ほとんどの基金は目的が決まっておりますので、鳥飼委員のおっしゃったような意味でよろしいかと思えます。ただ、それ以外では、一般財源として残った部分等について財政調整で使わせていただきたいというのは、この2基金だけに限って運用させていたでいるというような形になります。

○鳥飼委員 総務課にお尋ねしたいと思えます。先ほどもお聞きしたんですが、61ページに調整事務費というのがあります。490万の減額なんですけれども、予算と——執行額の減額ということなんですけれども——現状をお知らせください。

○柳田総務課長 調整事務費ですが、全体で500万持っております、その内訳は、450万が昨年のメリットシステムに伴う配当でございました。これは需用費でございます。それ以外で予備的備品費、これは例の不適正事務処理の対応ということで持っているものです。予備的備品費について10万円だけ使うという見込みになっておりますので、それ以外の490万については今回、減額をさせていただくということにしております。

○鳥飼委員 そうすると、500万計上しているが、実質10万執行したということですね。県民政策部のときにも話をしたんですけど、こういう状況であるということは使い勝手が悪いんじゃないかなと。今後、検討をしていっていただきたいと思えます。あとは申し上げます。

それから、続けて、62ページの庁舎公舎等管理費のところの1の庁舎公舎等維持管理費9,300万の減額ですけれども、これは出先は出先だと思いますけれども、その該当範囲と中身について御説明いただきたいと思えます。

○柳田総務課長 庁舎公舎等維持管理費につい

てでございますが、これにつきましては、本庁舎と総合庁舎等の出先13施設を含めて総務課所管の部分について持っております。これにつきましては、大きなものが委託料でありまして、その中で清掃、警備、それ以外にも廃棄物処理とか駐車場とか、全体で60件ぐらいの委託をしているわけなんです、それにおける清掃、警備についての実際の落札率が80%程度となっておりますので、その残額について今回減額をすると。それ以外にも、例えば需用費の光熱水費も当初見込みよりも少なくなっておりますので、その分を減額するという形にしております。

○鳥飼委員 総合庁舎ということですから、延岡の総合庁舎、日向の総合庁舎、上からずっといけばいいということですね。その13と本庁舎ですね。警備とか清掃とかいうので落札率が80%。中身はほぼ人件費だと思うんですね。公共事業については90%というようなことでやられているようなんですけど、適正な人件費というものが支払われているのかというので心配しているし、それと、働く人たちの状況にもよるんでしょうけれども、常用雇用をできるだけふやしていくというような考え方。一時的には県の支出につながりますけど、その人たちが消費をしていくわけですから、知事の言う地域経済循環システムにもつながっていくというふうに思うんですね。この落札率の推移というのは、課長が記憶している段階で結構なんですけれども、どんなふうになっているのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○柳田総務課長 清掃、警備の落札率の推移ということでございますが、私が今持っております資料では、例えば、去年の清掃については、16件ございましたが、総務課所管で67.4%となっております。また、22年度の警備につきまして

は、6カ所で実施しておりますが、これが73.5%の落札率となっております。今年度、23年度につきましては、清掃が81.6%、警備が81.5%ということになっております。これにつきましては、昨年、人件費を含めた積算の見直しを行っております。これは御存じのように、最低賃金が22年度に前年よりも13円上がりまして、642円になったということでありましたし、それ以外につきましても、見直しをいたしまして積算をしたということでございます。以上です。

○鳥飼委員 もうこれ以上申し上げませんが、地域経済循環システムということで知事がおっしゃっているんですけれども、委託をした業務においても、ただ単に安ければいいということではないということで、そこはしっかり目配りもしていただきたいと思います。賃金台帳の確認もしておられるというふうにかつての本会議での答弁でもありましたけれども、そこをよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

○右松副委員長 基金の件ですけれども、財政調整積み立て2基金で――24年度当初予算で184億円歳入不足。ここからまた取り崩すということなんです、その前の23年度期末における残を教えてくださいとありがたいです。

○日隈財政課長 今回の補正後の残高でよろしゅうございますか。財政調整積立金*195億7,749万5,000円。約110億弱というようなところでございます。

○山下委員長 ほか、ありませんか。

○星原委員 先ほど聞いていると思うんですが、87ページの市町村合併支援費が4,900万円余の減額になっているんですが、結局、予算は組んだけれども、これだけ必要なかったという理解でいいんですか。支援する必要はなかったと

とっていいんですか。

○鈴木市町村課長 新市町合併支援交付金につきましては、合併の日から6年間事業ができるということで、今回、減額をお願いしていますのは、日南市が3本ほど計画をされていまして、そのうち各種計画策定事業というのを今年度、予算的には7,800万ぐらいかけてやるということだったんですが、どうしてもできないということで、これは来年以降に繰り延べてやるということで、事業期間につきましても25年度まで実施可能でございますので、その分を今回、減額をしたということでございます。

○星原委員 人事課の68ページの東日本大震災被災地職員派遣事業費ということで、予算を25名分計上しておいて、少ない派遣になったみたいな話だったんですが、受け入れがなかったから派遣しなかったんですか。そういう意味じゃないんですか。どういう意味で減額になったのか。

○桑山人事課長 お尋ねの件につきましては、今回の人事課の予算では、まず、長期の派遣を想定した予算としまして、職員が長期に不在となるところに、きょう御説明申し上げた非常勤あるいは臨時職員を充てようということで3,760万円の予算を計上しておりました。しかしながら、実際には2カ月、3カ月なりの中期派遣になりましたので、一つの所属に長く穴があかないということで、臨時、非常勤の職員を充てる必要がないということで、この予算がほとんど執行残というふうになったところでございます。

それから、長期ではなくて、災害後しばらく、1週間、2週間単位で職員を出張で派遣するという取り組みをやっておりました。これにつきましては、現地のニーズに応じて派遣してまい

※39ページに訂正発言あり

りましたが、落ちつくに従ってニーズが中期の派遣に変わってきて、予算で計上していたほどの長期間の短期派遣が必要でなくなりましたために、旅費等の予算が不要になったということでございます。

○星原委員 結局、相手のほうからこちら側に対してそういうところまで希望がなかったということになるんですか。

○桑山人事課長 当初は、出張等によりまして、こちらがその旅費なり交通費等を見ながら派遣して、それに対しては、相手方は、災害救助法等の関係で負担金として県に一定の支出をしていただくことになっていました。これが中期的な派遣あるいは1年ぐらいの派遣になりますと、地方自治法上の派遣ということになりまして、私どもとしての支出はなく、職員が向こうに行く、そして向こうが給与の負担等をしていただくということになりますので、予算上はそういったものは出てまいりませんが、人的負担としては職員を長期に出すという部分においては負担がありますし、また、それによって貢献をしておるところでございます。

○鳥飼委員 今の問題ですけれども、私ども南相馬に行って、課長からもお話を聞いていますが、職員の方と交流もして、市長とも会ったりして、相双建設事務所と相双農林事務所の話聞いて、よく頑張っているなというふうに思って本当に感心したんですが、現地は今後も人が欲しいということをその職員の人たちが言っていたんです。20キロ圏域の警戒区域というのがありますね。警戒区域の中は福島県の職員がやる。宮崎から行った人たちについては警戒区域の中に入れないとか、入らなくていいですと。だけど、入ってでもやりたいということをおっしゃっておられたんです。それはそうなん

ですが、1人の方は2月いっぱい帰りますというようなことを言っておられたんですね。九州知事会で順番で来ているものですから、後はまたほかの県が行くんだろうと思いますということですが、ただ、人が欲しいというのは実態のようですね。向こうの3県で、復興に向けての積算をしたりとか調査をしたりとか、この間もMR Tで報道していましたが、林務の方のようでしたが、継続して今後というのがあるんだろうと思うんですけれども、これについては、人事課長だけでは答えられないかもしれないけど、どんなふうに考えておられるでしょうか。

○桑山人事課長 人的支援につきましては、これまで延べ400人の職員が行っておりまして、現時点といたしますか、2月末現在でも8名の職員がいわゆる月単位、2カ月、3カ月のサイクルで支援業務についているところでございます。おっしゃるような福島県の相双事務所でしょうか、そちらのほうにも職員が行っております。来年度の派遣につきましては、全国知事会、一部の技術職員については国の農水省、国交省から直接の依頼が本県に来ております。そうした要請に対しましては、長期間の場合は1年、短いもので2～3カ月単位で交代ということになると思いますが、可能な限り対応したいということで、新年度の中でも予算を計上しておりますし、また具体的には、庁内で職員に希望を募りまして、行きたいという職員をまず優先してそういった派遣に充てることによりまして——これは人事課付とするような対応も考えて、各職場に穴があかないように工夫しながら、継続して支援を行うように進めていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 そこで、各職場の穴ということな

んですが、8,700万の減額ということなんですけど、事務の職員と技術の職員といるわけで、技術の職員派遣のほうが多いのかなど。これは私の感じだからわかりませんが、そうすると代替をといてもなかなか難しいんですね。例えば、もし、農業改良普及所の野菜の指導をやっている職員が行ったとしたら、その代替をだれがするのかというのは、そういう技術を持っている人でないとできないんですね。非常に難しさがあるというのは十分御承知なんですけど、しかし、それでも出していくというわけですから、2カ月とか3カ月ということですが、やはり出向してもらいたいなど。現場は猫の手も借りたいような状況にもあるし、技術がなければ何もならんじゃないかというのがあるかもしれないけれども、それ以外にも仕事はたくさんあるわけですから、そこは弾力的に運用していただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○桑山人事課長 この予算の支出につきましては、むしろ、私どもとしては積極的に活用をお願いしているほうでございます。現在は公共事業系の農業土木なり、そういった方の応援が多くて、おっしゃるようなソフト的な部分はそう多くないのかなと思っております。そうした中で、現場といいますか、県土整備部なり農政水産部のほうからそういう要請がないという状況でございまして。1件ありましたのが、化学職が今、大気測定等の関係で行っておりますが、それに関しては、福祉保健部のほうから非常勤職員を充てたいということで、代替職員を充てております。こうした取り組みは今後とも決してうちのほうから門戸を閉ざすことはありませんので、むしろ、現場のほうが必要とあれば代替職員用の経費は措置していきたいと思っております。

○鳥飼委員 そこで、行政経営課長には答えは要らないんですけども、一定の職員がいないと職場は穴があくわけですね。だから非常に厳しいんだろなと思いつつながら。その中で、職場も家庭もそうなんですけれども、行って応援をというようなところで頑張ってもらっているわけですから、そこら辺、十分御認識いただいていると思うんですけども、そこを考えていただきたいというふうに思っています。

税務課長にお尋ねいたします。委員会資料のほうで、県税というのが宮崎県の一般財源の中で非常に大きなウエートを占めていて、大変な御苦労の中で確保いただいていることに感謝申し上げますというふうに思います。それで、ゴルフ場利用税——税の減免をとという意見も出ましたけど——これは何人分といいますか、見込みとかはわかるんですか。予算で何ぼ見込んでいて、何ぼ減ったか。

○吉本税務課長 ゴルフ場利用税ですが、まず、当初予算ですけども、6億921万9,000円を見込んでおりました。補正後が5億2,046万3,000円。人数の見込みなんですけれども、課税利用者が87万人見込んでおります。税収とは関係ないんですが、非課税利用者の方——70歳以上の方——を16万人ほど見込んでおります。トータルで103万人の見込みでございまして。当初見込み*87万人が*3万5,000人減るという見込みでございまして。

○鳥飼委員 わかりました。ということはゴルフをする人が減ってきたということですね。法人県民税は企業収益が堅調に推移した、法人事業税も堅調に推移したということで、税収は上がっているから、景気はそれなりにというのがあって、それでも利用者が減ってきたというの

※45ページに訂正発言あり

は、課長、経験でいいんですが、どのように考えられますか。

○吉本税務課長 私はゴルフはしないんですけども、個人県民税を見ていただきますと、個人県民税は、所得の減少ということで給与収入、平均賃金とかは減っておりますので、可処分所得は個人的には減っているというふうに思っております。一方で、法人二税につきましては、税収がずっと増加傾向にあるわけですが、税収構造といいますのは、法人二税につきましては、本店が他県にある法人で県内に事業所を持っているという、そういうところの大法人が税収構造の7割を占めております。極端に言えば、宮崎県内で収益が上がらなくても、トータルではかの県で収益がどんどん上がっているということであれば、分割基準というものがございまして、従業員数でその収益分を案分して、従業員がいるところの県に税収を配分していくというようなことで、大法人について税収が上がってきているということがございます。

一方で、県内法人につきましては、欠損法人と申しますか、赤字の法人が今、約7割あります。法人二税というのは、県内の県民所得とか個人の給与収入には余り連動していないというのが制度的にあるというふうに思っております。以上です。

○鳥飼委員 わかりました。私の勉強不足でした。ありがとうございました。

資料の10ページ、県税の一部改正条例なんですけれども、前、課長からも直接御説明いただき、私、ちょっと勘違いしていた部分がありまして、確認をしたいんですが。改正の理由ですね、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税ということですから、宮崎県

内で予定されるものに使っていくということになると、トータルとして全国で見た場合に、国から来る災害関係の経費というのは減額になっていく、そのかわり地方でその分を確保してくれということなるのか。この500円というのは、10年ですから6,000億の10年、6兆円。私は、それは向こうにというふうな思いもあたりしたものですから、その辺の基本的な考え方についてお尋ねします。

○日隈財政課長 基本的な国の考え方ということで御説明いたします。税務課長から御説明があったように、500円引き上げるというのが10年間、平成で申し上げると26年から35年まででしょうか、この10年間ということで税収が上がりますけれども、その財源については、23年の途中から27年度までの5年間に使うお金——恐らく借金もするでしょう、そういったものに地方の負担としてこの10年間の分を充ててくださいということで、この5年間で何ぼ使うかということで試算があつて、この500円の分と金額がマクロで合っているかということ、それは明確ではありません。何がしか地方も防災対策をしっかりとやってください、その財源としてこの分を充ててやってくださいという意味で、金額はわからないけど、マクロの気持ちの部分ではこの分でこれをということであつて、金額が合っているものではないと思います。

○山下委員長 市町村の分まで負担するんですね。そこを説明して。

○日隈財政課長 同じでございます。都道府県であれ、市町村であれ、それぞれ500円ずつということの財源10年間の分で、都道府県の負担であれ、市町村の負担であれ、それに充ててくださいということでありまして、人口が少なく、財政力も弱い、そして面積も広くて海岸端が多い

宮崎県の場合は、恐らく歳出のほうが多くて、この税収では到底賄えないというような試算をしているところですよ。

○鳥飼委員 10年間で24億ですね。タワービルとか、避難ビルとか、いろいろ出てきますね。そうすると、県は県で支出をする、市町村は市町村でということになるんですか。小さいところは500円集めてもそんなに大したお金にはならないなというのが出てきますけれども、そこ辺はどんな用途になるんでしょうか。

○日隈財政課長 市町村の分は詳細に把握しておりませんので、宮崎県としてどう見ているかということで御説明いたしますと、防災関係の事業というのは多岐にわたります。国から示された内容で置き直しますと、山地治山事業であるとか、地すべり防止対策事業であるとか、こういった事業を対象に——今までもやってきていますけれども——そういった事業で拾っていった場合、県の負担分というふうに考えますと、5年間といっても実質4年間になりますけれども、27年度までで、非常にアバウトでありますけれども、公共事業で300億ぐらい、非公共事業で180億ぐらいというような試算をしているところでありまして、したがって、両方足しますと470～480億ぐらいかかるということに対して、今、鳥飼委員からありましたとおり、10年間で24億ということでは、これは合う話ではなからうと思います。

したがって、国のほうに対しては、これに対する補助事業であれ、あるいは不足分の地方負担が多いのであれば、これは交付税の中の需用額に算入していただくというような要望をきちりした上で財政調整していただくと。恐らく税収の多い県があろうかと思いますが、面積が狭くて人口がいっぱいおられる県がありますので、

そういったところは税収のほうが多いんじゃないかと思っておりますので、そういった意味の財政調整というのはしっかりしていただきたいというふうに考えております。

先ほど、副委員長のほうから質問があった件で間違えまして、申しわけございません。再度、数字を申し上げます。財政調整基金の2月補正残高でありますけれども、116億8,173万5,000円でございます。これは、先ほど申し上げました昨年度、22年度の2月補正の段階で116億7,000万ほどありましたので、利息が1,200万ぐらいついておりますので、財政調整基金については同じ100億ほど確保したということでございます。

○右松副委員長 財政調整積立金と、もう一つ県債管理基金の積み立ても合わせて、財政関係2基金の今回の補正額を算入した場合の残金を教えてください。

○日隈財政課長 鳥飼委員の途中で申しわけございません。県債管理基金のほう、まだ公債特会をつくる前の段階ということで御説明したいと思っております。2月末残高が436億7,356万1,000円。したがって、先ほどの財政調整基金と合わせますと553億5,429万6,000円、大体554億ということでございます。

○右松副委員長 みやざき行財政改革プランで、見直しを行った場合の見込みが455億で算出されていますから、大変すばらしいと思っております。

○鈴木市町村課長 補足で。先ほど、市町村もということで、今回、均等割が500円引き上げになります。単年度でいきますと、500円の増額ですから、県が2.4億の増で、市町村も同じく2.4億になるということ。全国ベースでいきますと、市町村民税、県民税、それぞれが年間300億円ぐらい増になるんじゃないかという試算が一つあ

るということ。ミクロ的なものは、各県いろいろ事情がありますので、地方財政措置があったりいろいろすると思うんですけども、この考え方だけちょっと。

今回、震災復興事業の中で全国の地方団体が取り組むものとして、緊急防災減災事業というのが総額8,000億ぐらい必要だろうという一つ試算がありまして、この財源として均等割の引き上げに伴う増収分、それぞれ県、市町村合わせまして10年間で6,000億円ぐらい増収がある。これに財源を充てましょうということが一つ。まだ2,000億足りませんので、これにあわせて、退職所得の1割税額控除をやっていたんですが、これを廃止しましょうということで、これで2,000億充てましょうと。合わせて8,000億で事業を展開すると同時に、この8,000億の増収を充てて地方団体が取り組むべき減災・防災事業に充てましょう、これを10年間でやりましょうということで、今回、地方税法の改正があつてということなので理解をいたしているところでございます。ちょっと補足しました。

○鳥飼委員 年間6,000億じゃないんですか。

○鈴木市町村課長 税収でいきますと、1年で、本県ベースは2.4億、2.4億で4億8,000万ぐらいでしょうか。全国でいきますと年間300億ぐらいになると。県が300億、市町村が300億、年間で600億ということになります。これは全国の県と市町村がやった場合ということです。それを10年間やりますので、合わせて税収が6,000億になるということです。

○鳥飼委員 わかりました。一けた勘違いをしていました。

そうしますと、急傾斜地事業とかいろいろありますね。そういうところを削ってもらおうとまた大変なことになるわけなんですけど、そうい

う議論というのは出ていないんですね。結局、500円余分に徴収するわけですね。防災事業に充てなさいと。県でいくと10年で24億円になるでしょう、だから宮崎県に配分していた分を削りますというようなことになると、もとのもくあみということになるわけなんですけれども、そこら辺は大丈夫ですか。そういう議論は出ていないんでしょうねということなんです。

○日隈財政課長 非常にマクロな話で申し上げると、今、市町村課長が申し上げたとおり、これから4年間ですけれども、ことしを入れて5年間のうちに緊急的に対応する分等で、通常やっている分よりもふえていく分だけ考えれば、その分についてはそういう税収を充てて考えると、年度は合っていないんだけど、マクロ的には大体合うという話で今回の措置がなされているという説明を今、市町村課長がしたと思います。ただ、実際は、申し上げたように、そのほかの防災事業というのもございますので、その取り扱いがどうかというのはわかりませんが、鳥飼委員からありました20何億を削るとかいうことではなくて、その分は、ふえてきた分の負担に対する財源として活用という意味であります。

○鳥飼委員 これで終わりにします。

○山下委員長 非常にシビアな問題で、ことしこれが上程されて、私も調べてみたんですが、非課税家庭はこれの対象にならないんですね。対象になる人口はどれぐらいでしたか。

○吉本税務課長 48万人の納税義務者数で考えております。ただ、今、委員長がおっしゃいましたとおり、そこには非課税の世帯だとか、例えば障がい者の方で、所得が125万円以下の方には当然、均等割はかかっておりませんので、この増額分もかからないというようなことになり

ます。

○山下委員長 市町村も同等の、税の新たな負担というのが1,000円ずつ出るんですが、今、生活保護家庭というのがどんどん増加している中で、例えば諸塚とか椎葉とか、田舎になればなるほど非課税家庭というのは少ないんですね。防災上の一つの仕組みの中で新たな課税というのがされてきたわけですから、今、鳥飼委員が言われましたように、中山間地域関係も非常に税の負担というのはシビアに考えていかないといけないんですが、この定義というのが、防災上の予算に使われることがうたってあるわけですね。そうすると、県民の皆さん方に説明するときに、市町村負担分も同等に防災上での予算執行がなされるということの説明責任とか、そこ辺が必要かなと思うんですが、そのことも鳥飼委員も言われたのかなと思うんですが、そこ辺のことをちゃんと市町村課長、把握しておっていただくとありがたいと思うんです。

○鈴木市町村課長 確かに、委員長のおっしゃるとおり、減災・防災といいましてもあくまでもこれは増税ということで。標準が県が1,000円——500円森林目的を持っていますが——市町村民税は今、3,000円というのが標準税率になっていまして、大体4,000円納税していただいていると。これが税制改正で5,000円。それに目的税が乗っていますが、そういうことで、1,000円といいましても、今、非常に景気が厳しい状況でございますので、これにつきましては、市町村に対しても、今回の税制改正の目的でございますとか、使途であるとか、その辺については、庁内の広報でありますとか、いろんな手段を講じましてきちっと説明していくようにということは、税務課長会議とかそういう会議の中でも扱ってまいりたいと思います。十分理解を得た上で、

均等割で1,000円増税になるので、その目的はこういうことであるというのをきちっと助言してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山下委員長 中山間地域においては国民年金がほとんどですね。介護保険は上がってくる、そして生活が大変な中で、防災という関連での新たな増税になるわけですから、そこはきめ細かな説明責任というのはあるかと思ひますので、よろしく御配慮方をお願ひします。

○前屋敷委員 もう一度課税対象の確認を。先ほど、48万人が納税対象と。その中には非課税世帯も含まれているということですか。

○吉本税務課長 今、48万人と申したのは、平成22年度に均等割が課税された人数でございますので、先ほど申し上げました生活保護者とか障がい者で所得が125万以下の方は、当然、その中には含まれておりません。

○西村委員 私も、事前に説明をいただいたときに、こんな増税をしていって、一方でまた消費税を上げるとか、法人税は下げんとか、そんなやり方をしている中で、本当にこの税の取り方も乱暴だなと思ひます。先ほどから質問があるとおひ、これを県民から集めたから国からのいろんな交付金が減らされたり——それも何か確約できない部分というのはあつて、この税をすぐ通して、「はい、ここでオーケーです。いいですよ、それは仕方ないですわ」ということで淡々とやっていいのかなと思ひます。こういうことがまかり通れば、次に何か起こったらまた何か来るのかなという部分があるんですが、これに対して市町村とかほかの各県で、「こういうのはいけないんじゃないか」という声は上がっていないのでしょうか。

○吉本税務課長 この法律に基づく改正案なん

ですけれども、全国47都道府県ございますが、今、三重県と兵庫県は昨年12月に同じ500円ですが、引き上げ条例を決定しております。そして、我々と同じように、今の2月議会に提案されている県が35県ほどございます。37県が決定ないしは今、審議中ということで、残りの10県がこれから検討された後に提出されるというふうに思っております。以上です。

○西村委員 この条文の部分を見ますと、26年度から徴収を始めていくということであれば、逆に、その判断の期間というのは24年度いっぱいということも考えられるんですか。

○吉本税務課長 今、委員がおっしゃったように、26年度から課税ですので、当然、それまでという御意見はあるかと思えます。ただ、一方で、財源の補てんが23年度から5年間ということになっておりますので、23年度は既に始まっておりますから、これの裏づけと申しますか、これを補てんできる財源が必要だということでは今議会に提案させていただいた次第でございます。

○西村委員 県としては、ある程度、新年度からこういうことに使いたいという頭があって、だからこその2月議会に出して、早く通して、試算といいますか、来年度から使い道を出していくという腹があるわけですか。

○日隈財政課長 来週審議しますけれども、当初予算の中にも「緊急的に対応する防災事業」というのが入っております。例えば、既に見ていらっしゃると思うんですけれども、県立学校の耐震化については早目に取り組みたいとか、これは財政措置があるんですけれども、そういった緊急的な対応というのはそれぞれ各自治体とも考えているところだろうと思えます。23年度中というのは急々でありましたので、皆さんは

どうだったかわかりませんが、本格的には恐らく24年度から緊急的な事業というのも入ってくるものと思われま。

○山下委員長 この問題の課税については内部で議論がなされていれば、総務部長からでも。

○稲用総務部長 先ほどの御質問の答弁とも関係するんですけれども、実際の税収といいましうか、それ自体は26年度からだ。その中でこの議会に御提案していくということについて、私も、自分のわからない部分も含めていろいろ勉強をさせていただきました。税務課長が答弁しましたように、現実的には緊急的に防災対策というのをやらなくちゃいけない。何らかの形で県として、これは先食いする形になりますけど、予算をつけてやっていく。やっていくということに対して、県民の皆様こういう防災事業をやっていくんですよと、その金はどうするんだということに対しては、法律的な根拠といましようか、法律でも定められておりますので、そういうことをもとにして、こういう厳しい状況の中だけでも、住民税の均等割の増加ということの中でお答えを出していただきたい。逆に、これは早く県民の皆様にもお諮りする、そのほうがいいんじゃないか。そういう議論をしていって、この議会の中で提案をさせていただいたというものであります。

○前屋敷委員 先ほど、消費税がこれからどうなるかという話もありましたけれども、それに限らず、いろんな負担がすごくふえている中ですね。4月から保険税がいろんなところで引き上げになる。この500円の課税だけじゃないんですね。そういったものももろもろ考えていかないと。これからの事業について国民の負担で対処するみたいな形になっているという考え方自体は、それこそ自助努力が求められるという考え

方になっていったら、果たして国の責任あたりはどうなるんだということにもなりかねないので、その辺は慎重に対応もしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに考えているんです。

○稲用総務部長 消費税を含めていろんな税の議論等がありますが、それをここで私がどうだというのはちょっと言いにくいんですが、県、市町村は当然ですが、国全体で今のこの問題をどう考えるのか。いろんな議論がある中で法律が制定され、まさに緊急的なものであるからというところでこれが出てきたというふうに、このことに関しては理解します。消費税云々のいろんな税負担がずっと出てきていることについては、コメントは特にはできないと思います。

○鳥飼委員 お願いは、500円引き上げるということになれば、その丁寧な説明を県民に対してやっていただかないと、勝手に500円上げているがということになってはいかんと思うんですね。そこをお願いしておきたいと思います。

○稲用総務部長 おっしゃるとおりだと思います。市町村も含めまして、どのような用途ということをしつかりと説明していきたいというふうに思います。

○宮原委員 26年度から取れるわけですから、事業としては23年度からということになると、基金やらを取り崩して先に使っておきなさいと。後でこれでちゃんと取れるからということではないんですね。

○稲用総務部長 事業先行ということで、それを担保するものというふうに理解しています。

○鳥飼委員 まだ済んでなかったところがありまして、市町村課長に。87ページで市町村合併支援事業、先ほど星原委員が言ったところですが、4,900万の減額ということになっています。10

何市町村が合併になったんですけれども、合併後の検証というか、これについては、私、この委員会でも再三指摘をして、やりますというようにことも何年か前に言われたんですけれども、その辺はどうなっていますか。

○鈴木市町村課長 合併は早いところで17年度からやっています、かれこれ6～7年たつんですが、その間、確かにいろんな意見が出ておりました、合併した団体、被合併ですけれども、役場が支所になりまして、職員との面識がなくなってきて疎遠になったとか、いろんなネガティブな意見が出ております。合併した市町村も当時、非常に財政が厳しいということで、合併協議会をつくっていろいろやったけれども、今考えると小さな団体は自立して非常にいいんじゃないかという意見とか、さまざまな意見を伺っているということは十分承知しております。

団体が大きくなりますと、周辺部の集落とかいろんな方になかなか目が届かないのかなというのは確かに思っております。その中で、私も、検証というのはやっていかないかんと思っているんですけれども、市町村の皆さんと懇談する中で、職員が集落に向き合わなくなってきたというか、小さいながら、いろんなきめ細かな対応ができたときはあったんですけども、大きくなったゆえになかなか目が届かないと。そういう状況がありまして、合併効果というのがあらわれなくて、ネガティブなところが出ているというような状況があります。

そういう話をいろいろする中で、日南市の例なんですけれども、57集落ありまして、職員を集落担当制みたいなのをことしから始めまして、Aさんという職員がどこどこ集落の担当ということできめ細かに担当しまして、その担当を通じて、その集落の要望なり対応なり、例えば災

害のことをやっているというのがございます。

今後、人口減少がどんどん進みますし、そうなりますと、周辺部の集落あたりは機能的にも非常に厳しくなる。一方ではいきいき集落とかいう施策をやって、元気を出していきましょとやっておりますけれども、実態上、どんどん機能は低下していくなと思いますので、我々市町村課としても、合併の検証——やると言いながら、なかなか厳しいところもあるんですけれども、当面、市町村の姿勢といいますか、そこあたりをもう少し外に向けて、団体事務じゃなくて、住民自治のほうに比重を置くような形でやってほしいということを意見交換なり——当然、首長さんも幹部の方もそういう話をしておるところです。

そうした中で、合併したところも、悪いからまた、離婚じゃないけど、分かれてということはなかなか難しい話ですので——検証につきましては、いろんな形で、手法はいろいろありますけれども、頑張っていきたいと思っております。なかなか厳しい質問で回答になっていませんけど。

○鳥飼委員 やはり一定程度のけじめをつけるべきときが来ていると思うんですね。いろいろあるだろうと思いますけれども、その市町村にとってどうだったのかというのを一定の書き物にして、県民も認識をする、行政もする、議員もするというようなことをやっておかないと、ただ国から言われてというような形になってしまうと宮崎県の不幸ですから、そこは今後の課題で、ずっと言ってきたんですけど、ひとつ課長のときに何とかしてください。よろしく願いします。

○星原委員 私も今のに関連してなんですけど、都城市と合併した4町と、合併しない三股町と

あるわけですよ。地域の中で考えたときに、当時は合併しないとやっていけませんという話で、合併したところには10年間の合併特例債もやりますからと。絶対違うんだと我々は想定していたわけです。したところと、しないところではそれなりの差がついてきて、いずれしないといけないだろうというふうに持ってこられるのかなと思ったけど、これまで6年間見ていると、周りでは、しなかったほうがいいんじゃないのという話がどうしても出てくるわけです。

前に地方拠点都市法だったですか、国から金が来てやるとか、この特例債もそういうことで、我々の地域で見たときに、10年間で五百何十億云々という数字なんかはひとり歩きしていたんですけど、結果的に、合併したところにはそういう形でというのが数字的なもので示されているのか。その辺がわかりかねるというか、地域で話題になるのはその辺で。私のところでは、高城でも四家なんかも、学校がつぶれていく、仕事が少なくなってくる、道路の整備やらもおくれてくるようになってくると、みんな前に出てきて、中山間地域を守ろうといっても、そういう面でも今度は逆に、大きくなった分、中山間地域の小さい集落がなくなっていっているなど。私のところでは、スーパーがなくなる、病院の先生が亡くなって病院もなくなるという、そういう実態が身の回りで起きているわけです。一方では合併したときには、その辺の補完的なものというのが、それなりのものが出てくるならいいんだけど、出てきていないからこういう問題が起きるんじゃないか、あるいはこういう話が出るんじゃないかなというふうに思いますので、今度はその辺のところをちゃんと検証して、合併したらしたで、こういう形というものを示していくべきじゃないかなと。

これは県の責任だけじゃなくて、国がそういう方向で来ているわけですから、国に対していろいろ言っていけないと、結局はだまし討ちに遭ったような感じにしかとれないんですね。そういう思いがしましたので。

○吉本税務課長 ゴルフ場利用税の発言の訂正をお願いしたいんですけど、23年度の当初は課税利用者見込みが97万人でした。それが87万人に減る見込み。非課税利用者は、当初は15万人の見込みでしたが、16万人にふえる見込みということでございます。失礼いたしました。

○宮原委員 89ページの県議会議員選挙執行費というところで、補正後で大分金額が下がっているんですけど、これは無投票になるとか、そういった関係での執行残ということになるんですか。

○鈴木市町村課長 当初、選挙する前におきましては、立候補者数を80名ぐらい予定していましたが、実際は54になったこととか、無投票がございました。14選挙区のうち6選挙区ありました。そこあたりがなかったものですから、今回減額するというところでございます。

○宮原委員 ちなみに、22年度で見ると、当初予算と最終予算で見ると金額が1億3,000万が1億5,000万になっているようですけど、これはどういうことなんでしょうか。22年度も県会議員の選挙で金額が出されているというのはどういうことなんでしょうか。

○鈴木市町村課長 ちょっと確認します。

22年度は串間の補欠選挙がございまして、その経費を計上しているということでもあります。

○宮原委員 1つの補欠選挙にしては金額が大きいものだから、どうなんだろうという思いがあったんですけど、多分そうじゃないかなという話はしていたんですけどね。

○鈴木市町村課長 串間の補欠選挙の分と、御承知のとおり、統一選挙が4月1日告示だったものですから、準備経費でございましてか……。

○前屋敷委員 人事課にお願いしたいんですけど、退職手当が3億3,000万円減額なんですけど、見込みより退職者がかなり減ったんでしょうか。

○桑山人事課長 退職者数につきましては、定年とか希望退職が額が大きいので、その人たちの数の変動が予算に大きく影響するわけでございます。定年退職につきましては、当初予算で131名見込んでおりましたが、予算を組む段階から、駆け込みで昨年度末に8名の方が退職しまして、結果的に定年退職が当初予算の見込みよりも8名減ってしまったということ。希望退職につきましては、過去3カ年の平均値で予算計上しておりますが、これが28名から25名ということで、3名減ったということ。合わせまして、額の大きな退職者が11名減ったことなどによりまして、総体で3億を上回る減額補正となったところでございます。

○山下委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○山之内消防保安課長 損害賠償額を定めたことにつきまして御報告させていただきます。

委員会資料の13ページをお願いいたします。この事案につきましては、昨年11月5日に、宮崎県防災救急航空センターの駐車場内におきまして、当課の職員が運転いたします県有車両が、ここに記載しております相手方の車両に接触したもので、ことし1月4日、専決により3万7,610円を損害賠償したものであります。

なお、損害賠償額は全額、県が加入しております任意保険から支払われております。

交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しておりますが、今後とも、その徹底

を図ることといたします。

説明は以上であります。

○山下委員長 報告事項の執行部の説明は終了いたしました。今の件についての質疑はありますか。なければ、その他報告事項に関する説明を求めます。

○大坪行政経営課長 宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）の素案ができましたので、その概要について御報告いたします。お手元に資料も配付させていただいておりますが、時間の都合もございますので、委員会資料の14ページのほうで説明させていただきます。

この計画につきましては、第1章から第5章まで全部で5つの章から成っております。第1章では、BCP策定の目的と位置づけについて記述しております。まず（1）のBCP策定の目的としましては、①、大規模な災害や深刻な感染症等が発生した非常時におきまして、災害への対応や県民生活の安定確保等を図るために、県としての必要な業務が継続あるいはいち早く再開できるように、県庁の機能を維持、回復させるための方策を明らかにしておくこととありまして、そのために②ですが、平常時からの必要な備えや研修・訓練を行うことにより、危機管理に関する職員の意識や能力、そして県庁全体としての対応力の向上を図ることといたしております。

次に、（2）のBCPの位置づけとしましては、①ですが、既に非常時の対応策としまして、地域防災計画ですとか、新型インフルエンザ対策行動計画等が策定されておりますので、それらの対策が円滑に進められるように、県庁内で下支えをするためのものとしまして、さらに②ですが、非常時に優先的に実施すべき業務内容についても項目を定めまして、その具体的対応に

ついて詳細なマニュアルとなる実施要領を今後作成しまして、このBCPに添付し、それらを一体となって運用していくことといたしております。

第2章のほうですが、大規模な災害等のシミュレーションをいたしました。その目的は、（1）にありますように、大規模な災害ですとか、深刻な感染症、そのようなものが発生した場合の状況を具体的に想定するというところで、必要な備えや対策を検討するというものでございます。特に、地震や津波等につきましては、いつ発生するかわかりませんので、平日の昼間、県庁があいている場合と夜間や休日の県庁が閉まっている場合とに分けて想定したところでございます。

その内容は、（2）にありますように、まず①ですが、大規模な災害につきましては、地震や津波等に関しまして、発生直後の庁内の様子や閉庁時の職員の緊急登庁の状況等について、②ですが、深刻な感染症につきましては、死亡率の高い新型インフルエンザが発生した場合の状況について記述いたしております。

次に、第3章では、ただいまの第2章のシミュレーションを踏まえまして、事前に備えておくべきことについてまとめてみました。まず（1）大規模な災害に対しましては、①ですが、地震や火災発生時の対応、津波からの避難、死傷者への応急措置、電力や水道、通信などのライフライン破損への対応等につきまして、現状を踏まえまして、今後どのような備えが必要か、新たな防災拠点施設整備の必要性を含めまして整理するとともに、②ですが、閉庁時に地震等が発生した場合の職員への情報伝達、安否確認、緊急登庁等につきまして、どう対応すべきかを取りまとめております。

また、(2)の深刻な感染症に対しましては、新型インフルエンザに関しまして、行動計画に基づく備えや、研修や訓練の重要性等について記述いたしております。

それから、15ページになりますが、第4章では、非常時における業務の円滑な運営と題しまして、万一の際に初動対応や県庁の業務運営をどうするかといったことについてまとめております。まず、(1)の初動対応につきましては、①ですが、職員の留意事項や県としての対応につきまして、災害対策本部との関連を踏まえて整理いたしました。さらに②ですが、原則としまして、発災後15分以内に災害対策本部会議を開催しまして、被災状況の第一報をもとに「県庁非常時体制」というものを定義しまして、それへの移行をどうするかということや、緊急に必要な対策等の決定を行うことをルール化するとともに、避難が必要な場合や本庁舎が使用できない場合の対応等についても定めております。

次に、(2)の非常時の業務運営につきましては、①ですが、重大な危機事象が発生しまして、多くの人命が危険にさらされるといったような非常時には、一定の基準に従って県庁非常時体制へ移行することとしまして、その場合には、全庁的に通常業務を一時停止して、BCPに定めました優先順位に従って業務を行うことといたしております。その優先業務につきましては、四角の枠の中に整理しておりますように、優先度に応じて3つのグループに分類いたします。まず第1グループの直ちに実施・再開する業務から着手しまして、第2グループのおおむね2～3日中に実施・再開する業務、第3グループのおおむね1週間以内に実施・再開する業務へと順次拡大することといたしております。なお、当然ですが、地域防災計画等に定めた業務につ

きましては、優先的に行うということにいたしております。

そして、②になりますが、上記の業務を円滑に進めるために、平常時からの備えとして項目ごとに責任部局を割り振りまして、具体的な実施要領を定める。さらに、それぞれ部局の優先業務につきましても、必要性を吟味して選定しておく。そして、閉庁時の職員の登庁体制につきましても、部局ごとに取りまとめてBCPに添付しておくということにいたしております。また、庁内の推進体制につきましては、③にありますように、知事、副知事、各部局長等で構成されますBCP推進会議なるものを設置しまして、平常時におきましては、このBCPに定めた計画内容の推進ですとか進行管理等を行うとともに、非常時体制のもとでは、県庁全体の運営ですとか優先業務の進行管理等について指揮することといたしております。さらに④ですが、その推進会議のもとに、総務部の関係課長を中心とする事務局を置きます。そこで業務を実務的に担うとともに、非常時体制のもとでは、事務局室を設置しまして、スタッフが常駐し、優先業務の進行管理等の対応に当たることといたしております。

最後に第5章ですが、BCPの推進と今後の展開と題しまして、①、職員への周知や研修・訓練を行うとともに、必要な備えにつきまして、毎年度進行管理を行っていくということ、②ですが、全庁的な協力体制を確保するとともに、計画内容の検証や見直しを行いながら、バージョンアップを図っていくということにいたしております。

さらに、(2)の今後の展開としまして、来年度からですが、出先機関におきましても、各地域連絡協議会単位や県外事務所単位で地域版B

ＣＰを策定するとともに、市町村や民間企業等にも啓発を行っていくことといたしております。

お手元に本庁版ＢＣＰ素案の冊子をお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。このＢＣＰにつきましても、本年度からスタートしました行財政改革プランに「機器管理能力の強化」ということで新たに盛り込んだところがございます。昨年の東日本大震災のような巨大災害が、本県でもいつ発生するかわかりませんので、取り急ぎ策定いたしました。今後、具体的な実施要領を定めまして、来年度の早い時期には正式にスタートさせまして、その後訓練や検証を重ねながら、よりよき備えができるように努めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終わりました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 ＢＣＰ——私は初めて聞いて、この間からこの計画の中身を読んで、これは大変だなという思いをしました。１月１７日、本庁の火災訓練があつていますが、あれは定例的になっている。新型インフルエンザについては、行動計画もできていますから、それをまとめていくのかなと思つていましたが、こういう考え方が出てきた背景とございますか、ＢＣＰという言葉もそうなんですけれども、そこだけ御説明いただけますか。

○大坪行政経営課長 欧米ではかなり前からＢＣＰというふうな思想があつて、準備が進められてきたと聞いておりますが、日本では、阪神大震災をきっかけにして、企業がいち早く復旧するためにはどうしたらいいかということから出発したのが始まりのようでございます。その後、中央省庁のほうでも検討が進みまして、国交省がたしかトップでＢＣＰをスタートさせた

というふう聞いておりますし、各県でも、調べましたら、今、１３県が策定いたしているようでございます。本県が多分、１４番目ぐらいになるのかなというふうに思っております。

○鳥飼委員 わかりました。

○山下委員長 なければこれで終わりたいと思つていますが、よろしいですか。

最後に、そのほか、ありませんか。

○西村委員 総務課長にお伺いしたいんですけど、以前から自動販売機の件で鳥飼委員からも何度も質問があつたんですけども、地元の学校からの要望もありまして、学校に配置されている自販機に対してどのような対応をしていくのかというのを非常に不安に思つていますが、自販機を置く形態とかもいろいろあつたと思うんですが、そのあたりは具体的に決まつているのでしょうか。

○柳田総務課長 総務課としましては、各施設の管理者に対して、全庁的にこういうふうに取り組みしようということで説明会をしております。学校につきましては、県立学校まではこちらのほうから連絡が行きまして、当然、その学校でどういった自販機が必要なのかというところが出てまいりますので、その辺は保健師さんとか、そういった方々と相談されて、余り体によくないというようなものは入れないようにしようとか、そういう規定をつくりまして、それで公募したりしているということでございます。今おっしゃつたのは市町村のですか。

○西村委員 済みません。私の質問が足りなかつたんですけど、県立高校で、ＰＴＡが購買部を運営してまして、その貴重な収入源が自販機の収入だったわけなんです。自販機の収入がなくなつてしまえば、交代でＰＴＡのだれかが購買部に立つて、少なからずの時給を出していた

んですけれども、とてもその購買部の収入じゃ賄い切れないと。自販機の収入を県に持っていかれたら、だれがここを見るんだという話だったんですが、そのあたりです。

○柳田総務課長 教育委員会のほうで判断されているので、そのところはわからないんですが、総務課においては、除外という考え方を持っておりまして、例えば福祉団体が団体の運営のためにということで、従前からそういうものについては目的外の使用許可ということで1万円でお貸しして、あとは団体の運営とか、そういったものはございます。それについて、PTAに対してどのような対応をとるのかということについては、それぞれ財産管理者のほうで検討していただいて、公募にされているというようなことかなというふうに思います。

○山下委員長 その他、ないですか。なければ総務部の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時26分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○豊島会計管理者 会計管理局の平成23年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元にあります歳出予算説明資料の393ページをお開きいただきたいと思います。会計管理局は1,462万円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、5億1,503万円となります。

その主なものにつきまして御説明いたします。

397ページをお開きください。まず、(目)一般管理費(事項)職員費ですが、579万5,000円の減額であります。これは、給与改定等による執行残によるものであります。

次に、(目)会計管理費(事項)出納事務費ですけれども、701万2,000円の減額であります。これは、説明の欄に書いておりますとおり、出納事務執行に要する経費や財務会計システム運営管理等に要する経費の執行残によるものであります。

最後に、(事項)証紙収入事務費ですけれども、181万3,000円の減額であります。これは、収入証紙売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料の執行残となっております。

会計管理局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑はありませんか。

○星原委員 今、説明をいただいたんですが、出納事務費を見たときに、22年度と比較すると9,000万ぐらい少ないんですが、何か原因があるんですか。

○川野会計課長 補正前の額で御説明したいと思いますが、補正前の額でいきますと、平成23年度が1億4,800万円余、22年度が2億9,100万円余ということで、御指摘のとおり、1億4,000万円程度少なくなっております。これにつきましては、22年度が特別であったというか——22年度につきましては、財務会計システムの機器の5年のリース期間が切れたということで、入れかえを行いまして、そのための事務的な経費がかかったということです。具体的に申しますと、システム移行のための作業委託のSEの委託料が約1億2,000万円と、現行機器の再リース

料ということで、新しい機器と今までの機器を入れかえる関係上、今までの機器を新しい機器が正常に稼働する間は再リースの必要がございましたので、そのための経費が1,700万円程度ということで、合わせて1億4,000万円ほどふえておったものでございます。

○**星原委員** これは3年に1回とか5年に1回とか、機器が新しくなったりいろんなことで多分変わってくるだろうと思うんですね。大体どれぐらいの形で更新はしていくんですか。リースか何かでやっているはずなんですけど。

○**川野会計課長** コンピューターになりますので、コンピューターにつきましては、通常、5年で入れかえを行っています。

○**山下委員長** そのほか、ございませんか。なければ会計管理局を終了したいと思います。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時32分再開

○**山下委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**四本人事務委員会事務局長** 人事委員会事務局の平成23年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の471ページをお開きください。総額で1,020万5,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、1億4,474万2,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。

475ページでございます。まず、(事項)職員費の484万6,000円の減額補正であります。これは、給与改定に伴う給料及び期末勤勉手当の減額等によるものであります。

次に、(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の173万2,000円の減額補正であります。これは、県職員採用試験の実施及び任用制度等に関する調査研究に要する経費で、主に採用試験実施経費の執行残であります。

次に、476ページをごらんください。(事項)審査監督費の152万9,000円の減額補正であります。これは、不利益処分に関する不服申し立ての審査及び労働基準監督関係等に要する経費で、主に不服申し立て審査に係る事務経費の執行残であります。

補正予算につきましては以上でございます。

それから、お手元にパンフレットをお配りさせていただいております。直接補正予算ということではございませんが、来年度の県職員採用案内のパンフレットでございます。本日でき上がりまして、各方面に配布いたしますので、この場をおかりしまして簡単に説明させていただきます。

最初のページに勤務条件とか待遇とか採用試験実施状況を載せておりますが、一番最後のところに平成24年度採用試験日程というのを載せております。ここに簡単に各試験の種類ごとに受験資格とか試験案内配布開始日、あるいは第1次試験日等を載せております。また詳しくはこの試験案内がそれぞれできた時点でその中に載ってくるものでございますが、総括的にはこのとおりでございます。今議会におきましても、西村委員のほうから一般質問で職員採用について御質問いただいたところでございますが、私どもとしましても、なるだけ多くの人に受験し

ていただいて、優秀な職員を採用したいと考えておりますので、各委員におかれましても、例えば、地元等でいろんな人がおる場合には、ぜひ、県職員の受験を勧めていただきますように、この場をおかりしましてよろしくお願いいたします。以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑はございませんか。

○右松副委員長 議案のことじゃないんですが、採用案内の待遇、給与等のところで勤務時間とあるんですが、職員の勤務規程を存じ上げていなかったものですから、午後5時15分までということで「休憩時間を除く」と出ているんですが、こういう規定になっているんですか。5時15分まで。

○川越総務課長 職員の勤務時間は、ここに書いてございますように、1週間が合計で38時間45分でございますけれども、普通の職員は月曜から金曜まで5日間に分けまして、1日当たりが7時間45分となっております。所属によっては違うところもありますが、一般的には8時半から勤務開始となりまして、夕方が17時15分までですが、その間に12時から13時まで1時間の休憩時間が入りますので、それを除きますと、1日当たりの勤務時間が7時間45分になるという形で規定されております。

○鳥飼委員 476ページに審査監督費152万9,000円の減額で、補正後は19万6,000円となっているんですけど、現在、審査請求なり不服申し立ての状況があつていれば御報告ください。

○梅原職員課長 不服申し立ての状況でございますが、今年度は申し立てがございません。昨年度の申し立てに対しまして、本年度、裁決を1件いたしました。以上でございます。

○鳥飼委員 そうすると、継続になっていた1

件をこじやったということですか。

○梅原職員課長 個人事案につきましては、昨年度申し立てのあったものについて、1件だけまだ処理中でしたので、今年度当初に裁決して処理が終わりました。今は申し立て事案はございません。

○山下委員長 そのほか、ございませんか。

○宮原委員 今、右松副委員長からもあったんですけど、このパンフレット、今、星原委員とも話していたんですけども、非常にいいパンフレットができていますけど、こういったのはどこかに委託をされるんですか。内部でつくられるのかなど。

○川越総務課長 基本的な企画は内部で行います。

○宮原委員 ここにいらっしゃる以外は優秀な方がいらっしゃるんですね。ここにいらっしゃる方も優秀だと思うけど。

○四本人事委員会事務局長 私がと言いたところなんです、一応、企画のコンペをやりまして、その中で一番いいのを選定してということをやっております。

○外山委員 来年度採用の人数等は入っていないけど、これはいつごろ決定するんですか。

○川越総務課長 採用予定数につきましては、4月になりましてから各任命権者より申し出がございまして、それを受けて、新年度になりましてから採用予定数を決定するというようになります。

○外山委員 配るとしたら、その後のほうがいいんじゃないの。

○川越総務課長 今、お手元でございますのは、採用試験の案内のパンフレットということでございまして、具体的に試験を実施するに当たりましては、それぞれの試験ごとに試験の実施要

項を定めまして、別途また配布いたしますので、その段階で採用予定数などは記入することになります。

○山下委員長 以上をもって、人事委員会事務局の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 40 分休憩

午後 3 時 42 分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渋谷監査事務局長 監査事務局の平成23年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料465ページをごらんください。総額で597万4,000円の減額補正をお願いするものであります。この結果、補正後の予算総額は、2億1,473万9,000円となります。

その内容につきまして御説明いたします。

469ページをお開きください。(目) 委員費であります。202万9,000円の減額であります。これは、(事項) 委員報酬で179万9,000円の減額、監査委員の監査に要する経費であります(事項) 運営費で23万円の減額となっており、いずれも、執行残によるものであります。

次に、(目) 事務局費につきましては、394万5,000円の減額。これは、(事項) 職員費——人件費でございますが——98万6,000円の減額、また、事務局の運営に要する経費であります(事項) 運営費が295万9,000円の減額で、いずれも、執行残によるものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑はありませんか。

○星原委員 委員報酬179万9,000円減額というのは、ことしは選挙か何かあって日程が少なかったという関係ですか。

○渋谷監査事務局長 監査委員は常勤の監査委員が2名おりますが、この方々が4月1日に就任しまして——職員手当です。大体期末手当なんです。これが6月1日基準日で、3カ月未満の場合は、100分の100じゃなくて100分の30ですから、その差額、それが主なものです。

○山下委員長 そのほか、ございませんか。なければ監査事務局の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 45 分休憩

午後 3 時 46 分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

補正予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○日高議会事務局長 議会事務局でございます。よろしく願いします。議会事務局の平成23年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお願いいたします。3,931万9,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額につきましては、11億8,370万8,000円となっております。

補正予算の内容について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。まず、(目) 議会費でございますが、2,036万2,000円の減額をお願いしております。その主なものを御説明いたします。(事項) 議員報酬の864万4,000円の減額でございます。これは、昨年4月に新しく当

選された議員の方々につきまして、6月分の期末手当が在職期間3カ月未満のため、30%支給となったことなどによるものでございます。

次に、(事項) 議会一般運営費の647万3,000円の減額でございます。これは、正副議長の公務関連旅費等に執行残が生じたことや、任期満了に伴い精算いたしました昨年4月分の政務調査費におきまして、交付額の返還が生じたことによるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

(目) 事務局費1,895万7,000円の減額をお願いしております。その主なものを御説明いたします。(事項) 議会一般運営費の1,325万6,000円の減額でございます。これは、主に説明欄の4、その他運営経費でありまして、今年度は改選に伴いまして、会派構成等が変更になりましたので、控え室や議場の改修工事を行いました。それらの工事を含めました議会棟などの修繕費が、当初の見込みほど要しなかったことなどによるものでございます。

説明は以上でございます。

○山下委員長 説明が終了いたしました。議案についての質疑はありませんか。

なければ私からいいですか。

○右松副委員長 山下委員長。

○山下委員長 議員寮を私は使っているものですが、議員寮のことをお伺いしたいと思うんですが、22年度が1,000万からの予算があつて、950万の最終の予算執行がなされて、今年度は85万が執行残になっているんですが、私たちも今、マスコミからたたかれた中で気を使いながら、有効利用と申しますか、本当にありがたい思いで使わせていただいているんですが、今の世論というか、議会事務局側から見て、存続ということの考え方をお聞かせいただくとあり

がたいんですが。

○山之内総務課長 今の議員寮が建ちましたのが昭和57年で、もう29年が経過しているんですが、議員寮のあり方につきましては、平成18年ごろ、当時の議長さんからその見直しについて提案がなされまして、幹事長会議等で検討されたんですけども、実際に利用されている議員さん方の反対とか、その売却益とか、代替案として出された議会棟の個室設置に伴う改修工事の財政的裏づけ、そういったものが不透明という理由により結論に至りませんでした。実際に利用されている議員さんがいらっしゃる現状では、老朽化とか経費負担だけを理由として議員寮を云々するという事は困難ではないかと私どもは考えているところでございます。

○山下委員長 そのほかで何かないですか。

○西村委員 恥ずかしいことなんですけど、目のことで教えてください。議会費の事項のところには常任委員会と特別委員会の運営費があるんですが、事務局費の目のところには特別委員会の運営費というのはないんですけれども、これは何でないんですか。

○山之内総務課長 事務局費の目で特別委員会の事項がないのは、今回、補正がないということでございます。

○山下委員長 そのほか、何かございせんか。なければ、議会事務局の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時53分休憩

午後3時56分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす、

行いたいと思います。開会時刻を13時30分という
ことでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いた
します。

次に、委員長報告骨子案についてであります。
本来であれば、採決後に御意見をいただくところ
であります。今回は日程的に余裕がござい
ませんので、委員長報告について要望等がござ
いましたらお出しいただきたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後4時15分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、あすの採決後に
また確認させていただきたいと思ひます。

そのほか、ございせんか。何もないよう
でしたら、本日の委員会を終了したいと思ひ
ますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもちまして本
日の委員会を終わります。

午後4時15分散会

平成24年3月9日（金曜日）

午後1時30分再開

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	右松	隆央
委員		外山	三博
委員		星原	透
委員		宮原	義久
委員		西村	賢
委員		鳥飼	謙二
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課	主幹	馬場	輝夫
議事課	主査	花畑	修一

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「個別に」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、個別に採決との御意見がありましたので、まず、議案第56号について採決を行います。

議案第56号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。よって、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号について採決を行います。

議案第57号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。よって、議案第57号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第67号について採決を行います。

議案第67号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号について採決を行います。

議案第80号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。よって、議案第80号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時42分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時42分閉会